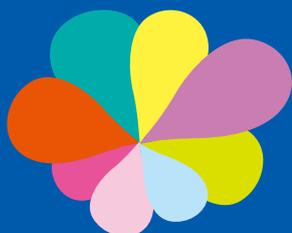
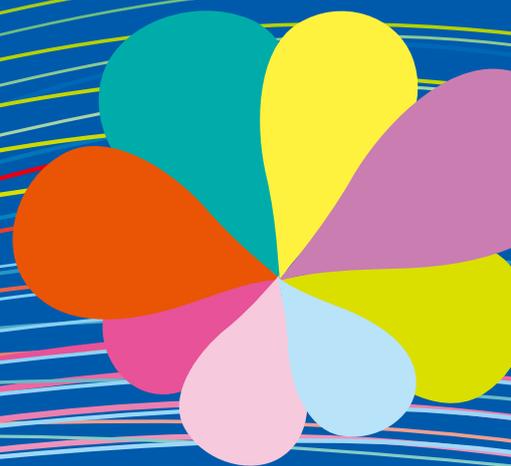
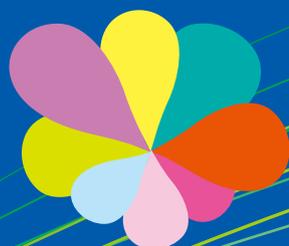


第四次
東大阪市生涯学習
推進計画

2021年度～2030年度



はじめに

本市では、市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自主的、自発的に学習に取り組める生涯学習の発展のため、様々な施策を進めてまいりました。

1947年に50歳代であった平均寿命は着実に延び続け、今や人生100年時代ともいわれるようになりました。同時にICT（情報通信技術）の発展や世界的に影響を与える感染症の大流行など、急激に変化する社会情勢に対応しながら、生活や仕事をすすめる上で必要に応じて、いかに健康的に豊かな人生を送るかということが重要視されるようになり、生涯にわたって自らが学習し、知識や能力を高め、それを自身の活動や仕事、さらにはまちづくりへとつなげていくことが必要となっています。



このたび、今後10年間の生涯学習の方向性を示す指針として、「学び、つながり、高め合い、みんなでつくるまちづくり～生涯学習の活性化をめざして～」を基本理念とする第四次東大阪市生涯学習推進計画を策定いたしました。

本市の生涯学習が個人の学びにとどまることなく、学ぶことで人とつながり、つながることによって大きな力が生まれ、その大きな力がよりよいまちづくりへとつながるよう、市民の生涯学習全体の活性化を図ってまいりますので、なお一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたりまして、市民意識調査やパブリックコメントにて多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様、ならびに熱心にご審議いただきました東大阪市社会教育委員の皆様に対しまして心よりお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

東大阪市長 **野田 義和**

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の基本的事項.....	2
3 計画の策定体制.....	4
第2章 現状と課題.....	5
1 生涯学習をめぐる社会情勢.....	5
2 東大阪市の生涯学習に関する現状と課題.....	10
3 計画見直しの方向.....	21
第3章 基本構想.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本方針と基本視点.....	24
3 施策体系.....	25
第4章 リーディングプロジェクト.....	26
1 スポーツを通じたまちづくりの推進.....	27
2 モノづくりの継承と学習機会の充実.....	29
3 多様な主体との協働による学習支援と地域活動の促進.....	31
第5章 分野別の取組.....	33
基本方針1 すべての市民に開かれた学習環境の整備.....	34
基本方針2 多様なニーズに応じた学習機会の提供.....	40
基本方針3 生涯学習を通じたまちづくりの推進.....	46
第6章 計画の推進体制.....	52
1 総合的な体制づくり.....	52
2 計画の進捗管理.....	52
3 評価指標.....	53
4 本計画に基づく進捗管理事業.....	55
資料編.....	67
1 計画の策定経過.....	67
2 東大阪市社会教育委員に関する条例.....	69
3 東大阪市社会教育委員の会議運営要綱.....	70
4 東大阪市社会教育委員名簿.....	71
5 東大阪市生涯学習庁内推進本部設置要綱.....	72
6 諮問文.....	76
7 答申文.....	77

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「生涯学習」という言葉は、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育・社会教育・家庭教育・文化活動^{※1}・スポーツ活動・レクリエーション活動^{※2}・ボランティア活動・企業内教育^{※3}・趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。そして多くの人々が、生活や仕事の上での必要に応じて、また自分自身の人生を豊かなものにするを目的として、様々な手段や方法で、生涯学習に取り組んでいます。

本市では、市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自主的、自発的に学習に取り組める生涯学習の発展のため、取組の指針となる計画として、平成5年（1993年）3月に「東大阪市生涯学習推進計画」、平成15年（2003年）3月に「第二次東大阪市生涯学習推進計画」、平成23年（2011年）3月に「第三次東大阪市生涯学習推進計画」をそれぞれ策定し、生涯学習振興のための諸施策を進めてきました。

このたび「第三次東大阪市生涯学習推進計画」の最終年度を迎え、本市のこれまでの取組を振り返ると同時に、社会情勢や本市の現状を踏まえ、より効果的な生涯学習の推進に取り組むための指針として、「第四次東大阪市生涯学習推進計画（以下「本計画」という）」を策定しました。

※1：文化活動とは一般に、音楽、演劇、舞踊、映画等の芸術文化に関する実演、制作、鑑賞等の活動全般を指す言葉として用いられ、歴史、伝統、習俗、学術等の地域文化、歴史文化、学術研究等に関する活動を幅広く含むこともある。

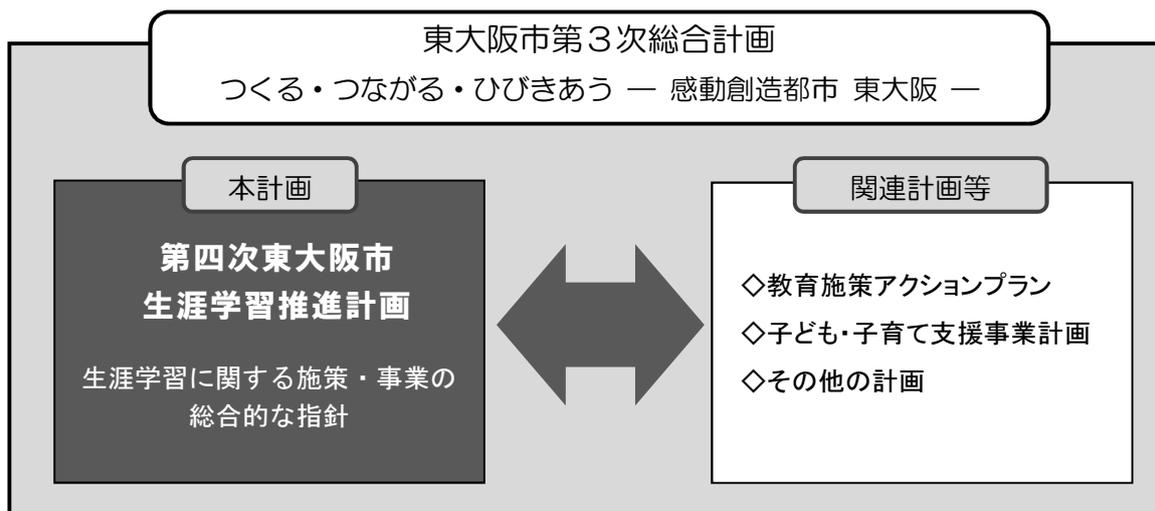
※2：レクリエーション活動とは、仕事や勉強等の疲れをいやすために余暇時間を利用して行われる休養や気晴らし、または娯楽のための活動のこと。

※3：企業内教育とは、企業がその経営活動の一環として、従業員に対して行う教育訓練。従業員の知識・技能・資質を向上させ、企業の目的に適合した考え方や行動をとるよう教育するもの。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、東大阪市第3次総合計画を上位計画とし、「教育施策アクションプラン」、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする関連計画との整合・調整を図っています。



(2) 計画の対象

生涯学習とは本来、家庭における教育や学校での教育、社会において行われる様々な教育や自発的な学習を幅広く含んでいます。

本市においても、市政の幅広い領域において、市民を対象とした教育・啓発や学習の支援等に取り組んでおり、本計画はこうした生涯学習に関する取組全体を網羅する、総合的な指針となります。

しかし、生涯学習に関連する事業が主な対象となっている計画は、本計画だけではありません。特に学校教育の分野については、既に「教育施策アクションプラン」のもと施策の推進が行われています。また、就学前の子どもを対象とした教育・保育についても、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策が行われています。

そこで、これらの生涯学習に関する施策が中心的な課題として位置付けられている計画を有し、それに基づいて施策が推進されている分野については、取組内容の重複が多いため、役割分担と計画の進捗管理の一元化の観点から、それぞれの個別計画に基づくことを基本とします。

また、家庭教育についても、その内容については本来各家庭における自主性に委ねられるものとなっています。

したがって本計画では、学校教育や家庭教育の内容そのものについては踏み込んだ記載はしていませんが、学校教育と社会教育の連携や、家庭教育の支援等、相互に接続・連携すべき領域が数多く存在していることから、関連計画との整合を図りつつ、幅広い生涯学習の領域全体を振興していくことをめざしています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

3 計画の策定体制

(1) 市民意識調査の実施

計画策定に先立ち、本市市民の生涯学習に関する活動の現状や希望、効果的な推進のための課題等を明らかにすることを目的として、「東大阪市の生涯学習に関するアンケート調査」を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

調査対象：市内在住の満 18 歳以上の市民 1,500 人（住民基本台帳より無作為抽出）

調査方法：郵送配付・郵送回収（調査票発送 1 週間後に督促状を発送）

調査期間：令和元年（2019 年）11 月 11 日～11 月 26 日

回収状況：

配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,500	578	577	38.5%

また、継続的に生涯学習に携わっている立場からの現状や課題について意見を聴取するため、社会教育関係団体をはじめ市内で活動する生涯学習団体 19 団体を対象として「生涯学習推進計画策定に関する団体調査」を実施し、16 団体から回答を得ました。

これらの調査結果の概要については、14～16 ページに記載しています。

(2) 東大阪市生涯学習庁内推進本部における審議

生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進に向けて、東大阪市役所内（以下「庁内」という。）において副市長を本部長として組織された「東大阪市生涯学習庁内推進本部」にて、本計画についての意見交換及び審議を行いました。

(3) 東大阪市社会教育委員の会議における審議

本計画について、生涯学習に関わる市民や団体、有識者等の幅広い意見を反映させることを目的として、市民、有識者、関係団体・関係機関の代表者等から組織された「東大阪市社会教育委員の会議」において、本計画についての意見交換及び審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の案に対し、広く市民から意見を聴取し、計画や今後の施策に反映させることを目的として、令和 2 年（2020 年）12 月 1 日～令和 3 年（2021 年）1 月 4 日の期間に、パブリックコメントを実施しました。

第2章 現状と課題

1 生涯学習をめぐる社会情勢

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じたと言われており、人口減少社会に突入しています。また、継続する少子高齢化は、将来的には生産年齢人口^{※4}の大幅な減少や、単身世帯の増加をもたらすと予測されており、地域においてはコミュニティ機能の低下が懸念されています。

地方自治体においては、人口減少をもたらす産業の低迷や、社会保障費の増大等を背景として、今後予算や職員規模の縮小が課題となることが予測されています。子育て支援や高齢者の生活支援、学校と地域の連携、子どもの貧困問題への対応等、地域における人のつながりが重要となり、住民主体の課題解決が求められる分野が増加しています。一方で、平成30年（2018年）の内閣府による「社会意識に関する世論調査」においては、若年層ほど地域での付き合いが少ないことが示されています。地域のつながりを維持・強化しながら、主体的に課題解決に取り組むことのできる市民の育成が求められています。

(2) 加速する社会の変化

ICT（情報通信技術）の発展をはじめとする社会の変化の速度が増しており、社会の様々な分野に影響を与えています。パソコン、スマートフォン等の情報通信機器を個人が所有するのが当たり前の時代となり、膨大な情報を適切に活用できる力は、年齢を問わず必要となっています。AI（人工知能）やビッグデータ^{※5}の活用等が進むことで、将来的には産業構造にも大きな変化をもたらされることが予想されており、学校教育課程において学んだ知識だけでなく、生涯にわたって学び続けることで変化に対応することが、仕事においても生活においても求められる時代となっています。

東大阪市第3次総合計画では、新たな Society5.0^{※6}時代に対応するため、ICTを基盤とした先端技術の活用等のデジタルトランスフォーメーション（DX）^{※7}の必要性が示されて

※4：生産年齢人口とは、人口統計の用語で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口のことをいう。

※5：ビッグデータとは、情報通信技術の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ等がある。

※6：Society5.0とは、我が国がめざすべき未来社会の姿として国が提唱するもの。これまでの狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」。

※7：デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、デジタル技術を活用した業務の変革。

います。行政においても、オンライン化の推進等の情報通信技術の活用を進めていくことで、住民等の利便性の向上や行政事務の効率化を図っていくことが求められています。

(3) グローバル化の進展

世界的なグローバル化の進展により、海外での出来事が仕事や生活に大きな影響を与えるようになってきました。こうした時代に対応するための語学力やコミュニケーション能力の育成もまた、これからの社会において求められています。地域においては、外国にルーツを持つ住民^{※8}が増加しており、多様な文化的背景を持つ人が互いに認め合い、地域で共に暮らすことのできる多文化共生社会の形成が課題となっています。平成 28 年（2016 年）のヘイトスピーチ解消法の制定に代表されるように、差別的、排外主義的な言動をなくしていくための取組も求められます。

また、地球規模で対応が求められる温暖化やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の環境問題についても、今後取組の強化が求められます。

(4) 生涯学習をめぐる国際的な動向

経済のグローバル化や知識基盤社会^{※9}への移行に伴い、雇用を確保し経済成長を促すためには、市民の能力を高める必要があるとの認識が国際的に広まっています。このような中、1970 年代にリカレント教育^{※10}を提唱し、その後も生涯学習の必要性について世界的な発信を続けてきた OECD（経済協力開発機構）では、各国の成人のスキル^{※11}の状況を把握し、学校教育や職業訓練等の生涯学習に関する各国の政策に資する知見を得ることを目的として、平成 23 年（2011 年）から平成 24 年（2012 年）にかけて、国際成人力調査（PIAAC：ピアック）を実施しました。これは各国の成人を対象に、仕事や日常生活で必要とされる汎用的スキル^{※12}のうち「読解力」「数的思考力」「ITを活用した問題解決能力」の3分野のスキルを直接測定するもので、日本を含む 24 ヶ国・地域が参加しています。その結果、日本は 16～65 歳の成人の平均得点で参加国中最も高い結果となっています。

※8：外国にルーツを持つ住民とは、日本国籍を有していない人や、両親またはそのいずれか、もしくは何世代か前の祖先に海外の出身者を含む人等、多様な文化的背景を持つ住民を包括する言葉。

※9：知識基盤社会とは、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す現代社会の特性を表す言葉。

※10：リカレント教育とは、社会人になってからも、学校等の教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システムを指す。1970 年代に OECD が提唱する生涯学習の一形態となった。

※11：ここで言うスキルとは、文書や情報、デジタル技術等を理解し、評価し、目的のために活用することができる能力とされている。

※12：汎用的スキルとは、仕事や日常生活の様々な用途に活用することができる基礎的なスキル。

また、国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12 年（2030 年）までに持続可能で、よりよい世界をめざす国際目標として SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）を定めています。これは、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとなされ、日本においても積極的に取り組む必要があるものとされています。

SDGs の第 4 のゴールは、「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」となっており、生涯学習の促進が達成されるべき課題として位置付けられています。また、それ以外のゴールについても、健康な生活の確保やジェンダー^{※13}平等の達成、持続可能な生産消費形態の確保、平和で誰もが差別されたり排除されたりすることのない社会の促進等、その達成に向け、生涯学習による取組が重要な課題となるものが多く含まれています。

本市においては、令和 3 年度（2021 年度）を始期とする東大阪市第 3 次総合計画の基本計画において、SDGs の一体的な推進を掲げ、総合計画における各分野・施策と SDGs の 17 のゴールを関連付けています。本計画が対象とする生涯学習関連施策においても、特に上記の第 4 のゴールを中心として、SDGs の達成を意識した取組が求められています。

（5）国内の生涯学習施策の動向

国においては、平成 30 年（2018 年）6 月に「第 3 期教育振興基本計画」を閣議決定し、「自立」「協働」「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念のもと、令和 12 年（2030 年）以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方を示しています。

ここでは、「人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっていく」と述べて生涯学習の重要性を指摘し、リカレント教育の必要性についても触れられています。また、今後の教育政策に関する 5 つの基本的な方針の一つに「生涯学び、活躍できる環境を整える」を挙げ、「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」「障害者の生涯学習の推進」の 4 つの方

※13：ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された男らしさ、女らしさといった性役割を示す言葉であり、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別をなくし、雇用、無償労働の分担、性的な暴力や虐待、公的意思形成への参加、健康等の社会の様々な場面におけるジェンダー間の平等を達成していくことが、SDGs における 1 つのゴールとして位置付けられている。

向から、必要な取組について示しています。

中央教育審議会^{※14}においては、平成30年(2018年)12月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申しました。ここでは、急速な社会経済環境の変化を背景として、「地域における社会教育には、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されている」ことを指摘し、社会教育施設においては「住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められるようになってきている」と述べています。また、それらの実現に向け、「社会教育行政担当部局とまちづくり、福祉・健康、産業振興等の他の行政部局、教育機関、NPO^{※15}、企業等の多様な主体との連携を強化することが欠かせない状況となっている」ことが指摘されています。

大阪府においては、全国に先駆けて平成12年度(2000年度)から地域教育協議会(すこやかネット)^{※16}及び学校支援地域本部^{※17}を推進し、地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」の活動として「教育コミュニティづくり」に取り組んできました。こうした取組が全国的に展開されるようになり、平成20年度(2008年度)からは、地域社会が一体となって小中学校の教育活動を支える「学校支援地域本部事業」が実施されました。平成23年度(2011年度)からは後継の事業として、「学校支援活動」「おおさか元気広場」「家庭教育支援」の3つの教育支援活動について、地域の課題やニーズに応じて市町村が選択して取り組む「教育コミュニティづくり推進事業」を展開しています。なお、「教育コミュニティづくり」については、平成29年(2017年)4月の社会教育法の改正時に、第5条第2項で「地域学校協働活動^{※18}」として追加され、生涯学習の推進においても重要な課題として位置付けられています。

※14：中央教育審議会とは、教育や学術、文化に関わる政策を審議して提言する文部科学大臣の諮問機関。教育制度、生涯学習、初等中等教育、大学の四つの分科会がある。

※15：NPOとは、nonprofit organization の略であり、民間で営利を目的とせず社会的活動を行う団体を指す言葉。平成10年(1998年)に制定された「特定非営利活動促進法」に基づき、法人として認証された団体を特定非営利活動法人またはNPO法人と呼ぶ。

※16：地域教育協議会(すこやかネット)とは、大阪府の教育コミュニティづくりの取組として始まったもので、学校、家庭、地域が協働し、地域の教育力の再構築を図ることを目的として、学校関係者やPTA・地域団体等の関係者によって組織され、地域教育活動や学校教育支援を行う組織。

※17：学校支援地域本部とは、地域教育協議会(すこやかネット)の取組を発展させて組織的なものとし、中学校区を単位に学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行おうとするもの。

※18：地域学校協働活動とは、平成29年(2017年)の社会教育法の改正時に加わった言葉で、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する活動とされている。

(6) 平等な参加に向けた取組の必要

OECDの「国際成人力調査」においては、ごく一部ではあるものの読解力等に課題を有する人がいることも示されています。また、外国にルーツを持つ住民の増加により、地域社会においては行政サービスの利用や地域社会への参加に課題を抱える住民が増加しています。平成28年(2016年)に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保される」ことがうたわれており、現代社会を生きる上で必要な基礎的な力を、年齢にかかわらず誰もが身に付ける機会を確保することが課題となっています。

また、平成26年(2014年)に我が国が批准した「障害者権利条約」では、一般原則として「社会への完全かつ効果的な参加及び包容」がうたわれており、平成28年(2016年)に施行された「障害者差別解消法」では、不当な差別や参加の障壁を可能な限り除去する合理的配慮^{※19}を行うことが、公共機関に義務付けられています。誰もが平等に参加できる社会の実現に向けた取組は、引き続き重要な課題となっています。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策

令和元年(2019年)末ごろからの、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は、我が国においても市民の生活に大きな影響を与えています。流行拡大に伴う公共施設の利用制限や講座・イベント・グループ活動等の自粛の要請は、市民の生涯学習活動を大きく制限するものとなり、今後も感染リスクを考慮して、学習・活動のあり方を模索していくことが求められます。

他者との接触機会を減らすコロナショック^{※20}は、Society5.0時代に向けた社会的価値観や仕組みの変容を大きく加速させました。インターネットを活用したオンライン学習等の広がりもあり、新しい学習形態への移行が加速化することも考えられます。一方で情報通信機器の利用における格差の問題も指摘されるようになっており、誰もが生涯学習活動に参加できる環境づくりに向け、公的な支援についても新しい取組を検討していくことが求められています。

※19：合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約において「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されているもので、障害のある人が社会に参加する上で障壁となっているものを取り除くために負担が重すぎない範囲で必要な対応を行うことを指す。

※20：コロナショックとは、新型コロナウイルス感染症の流行とその拡大防止のための対策が、社会や経済に与えた衝撃を指す言葉。

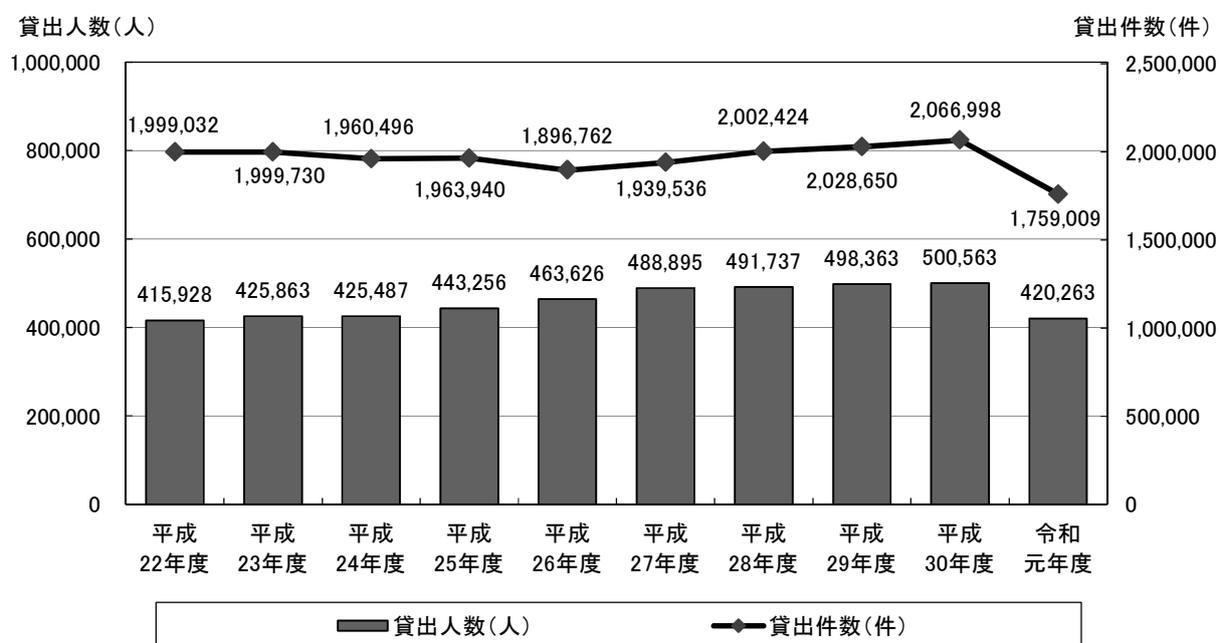
2 東大阪市の生涯学習に関する現状と課題

(1) 各種統計

① 図書館貸出人数と貸出件数

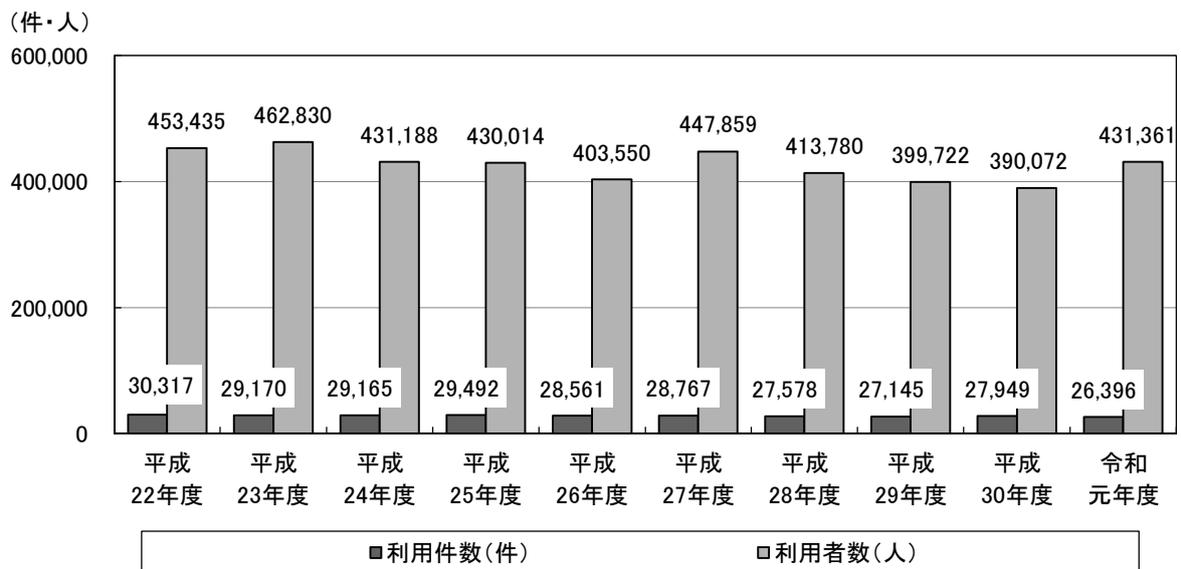
平成 26 年度（2014 年度）以降は、貸出人数、貸出件数の増加が続いていますが、平成 30 年度（2018 年度）の市民 1 人当たりの貸出数は 4.2 件で、これは全国の公共図書館設置自治体（市区）の平均である 5.4 件（日本図書館協会調べ）をやや下回っています。

なお令和元年度（2019 年度）については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための閉館や利用時間の短縮等があったことが、利用状況に影響しています（以下②～⑥同様）。



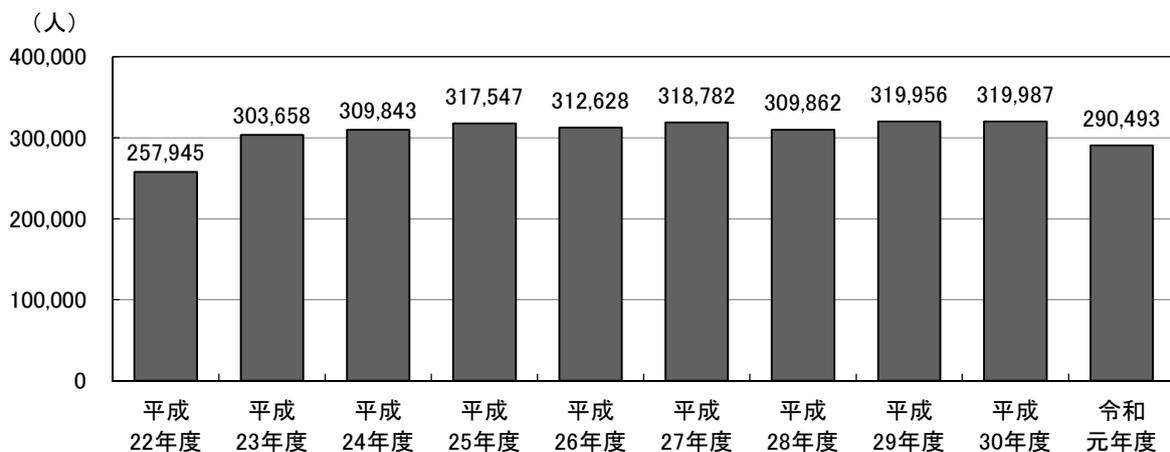
②公民分館利用者数と利用件数

公民分館（分館 30、分室 5）の利用者数は、平成 27 年度（2015 年度）以降はやや減少傾向でしたが、令和元年度（2019 年度）は増加しています。利用件数は減少傾向となっています。



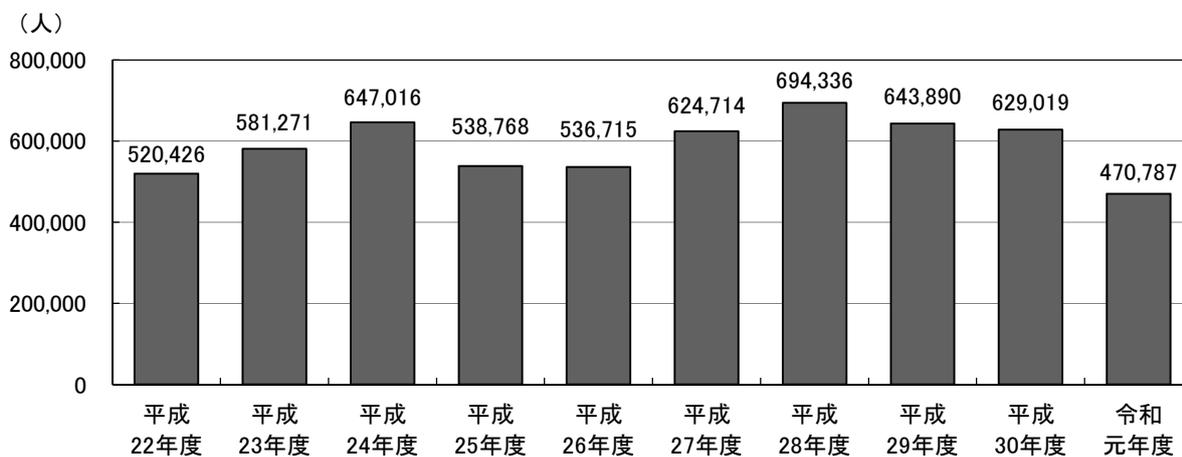
③児童文化スポーツセンター（ドリーム 21）利用者数

児童文化スポーツセンターの利用者数は、平成 25 年度（2013 年度）以降はほぼ横ばいとなっています。



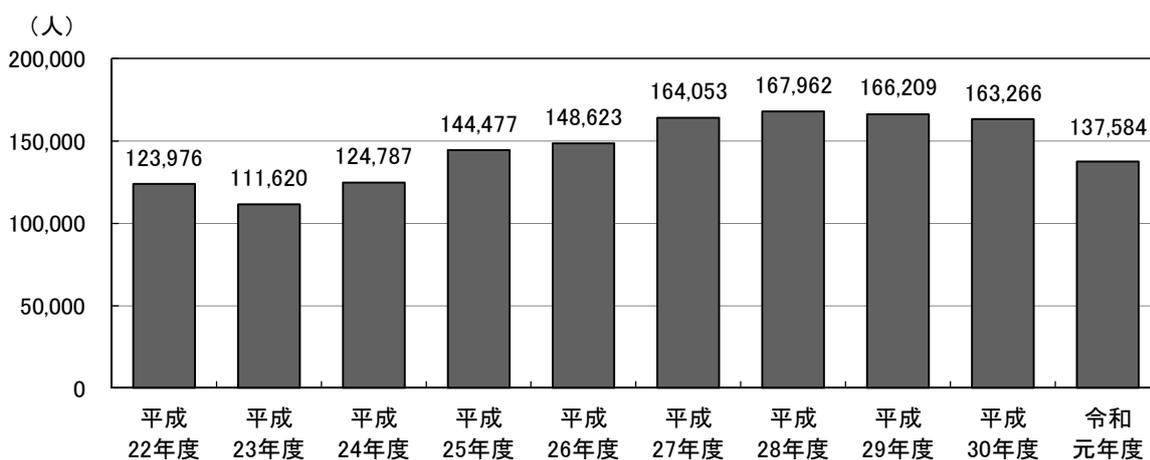
④総合体育館（東大阪アリーナ）利用者数

総合体育館の利用者数は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 26 年度（2014 年度）にかけてやや落ち込んだ後は、60 万人以上で推移しています。



⑤男女共同参画センター（イコーラム）利用者数

男女共同参画センターの利用者数は、平成 27 年度（2015 年度）までは増加、その後は横ばいで推移しています。



⑥講座・イベントのジャンル別件数と参加人数

講座・イベントの開催件数は、「スポーツ・レクリエーション」「教育・子育て」「文化国際・芸術」で増加傾向にあります。全ジャンル合計でも増加傾向となっており、令和元年度（2019年度）は662件となっています。

講座・イベントの参加人数は、「教育・子育て」、「文化国際・芸術」で増加傾向にあります。令和元年度（2019年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止等の影響でやや減少しています。全ジャンル合計では、平成27年度（2015年度）以降は約40万人で、ほぼ横ばいで推移しています。

ジャンル	講座の内容	カテゴリ	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
スポーツ・ レクリエーション	各種スポーツ教室や 娯楽的なイベント	件数	113	121	142	150	158
		参加人数	67,844	60,465	64,186	66,530	76,767
教養・キャリア	教養を深め、キャリア アップにつながる講座	件数	76	73	85	95	100
		参加人数	12,281	10,943	11,055	12,999	12,120
趣味	趣味を楽しむ講座	件数	93	97	98	91	87
		参加人数	68,258	66,880	54,347	63,127	57,277
教育・子育て	教育の一環として行う 講座や子育て支援	件数	77	95	91	88	112
		参加人数	51,574	47,402	56,192	64,948	55,793
くらし・健康	防災・福祉・消費生活 や、健康増進の講座	件数	54	57	54	62	63
		参加人数	90,386	87,472	89,637	79,108	73,777
歴史・文学	歴史・文学の講演会や 体験講座	件数	45	47	45	49	51
		参加人数	29,686	32,459	31,303	30,659	31,062
人権・平和・ 男女共同参画	人権に関するイベント や展覧会	件数	41	39	41	40	38
		参加人数	54,104	50,471	51,046	49,302	43,466
文化国際・芸術	文化芸術の普及・発展 になる講座や展覧会	件数	34	42	41	47	52
		参加人数	37,306	45,683	45,521	53,103	47,018
その他	上記に属さないもの	件数	1	1	1	1	1
		参加人数	2,542	2,550	1,850	2,600	2,400
合計		件数	534	572	598	623	662
		参加人数	413,981	404,325	405,137	422,376	399,680

(2) 市民意識調査・団体調査の結果について（実施概要は4ページを参照）

①市民の生涯学習経験について

- 生涯学習という言葉について、「聞いたことがあり内容も理解している」という回答が減少しています。
- この1年くらいの学習経験については、「健康・スポーツ」や「趣味的なもの」が上位となっており、「したことがない」という人が減少しています。また、「職業上必要な知識・技能」に関する学習が増加しています。
- 学習方法については、「インターネット」、「自宅での学習活動」、「テレビ・ラジオ」といった個人で行う学習が上位となっており、「講座・教室」や「グループ・サークルでの学習」に取り組む人は比較的少なくなっています。
- インターネットを通じた学習を行う人が大幅に増加しています。
- 学習を始めた理由については、「仕事や就職・転職に必要なため」が増加しています。
- 学習活動を通じて身に付けた知識・技能の活かし方については、「仕事や就職の上で活かしている」、「日常生活に活かしている」、「資格を取得した」が増加し、「さらに広く、深い知識・技能を身に付けることに役立っている」、「地域活動やボランティア活動に活かしている」が減少しています。
- 学習の阻害要因としては、現役世代を中心に「費用がかかる」、「仕事が忙しい」、「家事や育児、介護が忙しい」といった回答が多くなっています。また、学習をしていない人では「きっかけがつかめない」も多くなっています。
- 参加したことがある地域の活動やボランティア活動については、「自治会などの地域活動」や「PTA活動」が多く、自発的な活動に取り組む人はそれほど多くない状況です。

②市民の生涯学習の意向について

- これから学習したいことについては、学習経験と同様に「健康・スポーツ」や「趣味的なもの」が上位となっている一方、「家庭生活に役立つ知識・技能」、「語学・国際理解・国際交流に関すること」が増加しています。
- 市民向け講座の企画やプログラムづくり等、市民の学習を支援する活動について、約2割が「参加したい」と回答しています。
- 学習に関する情報の入手先として、「市政だより」が最も多い一方、それ以外の東大阪市の情報発信（生涯学習情報誌、ケーブルテレビ、ウェブサイト等）については、いずれも1割に満たない回答となっています。

○生涯学習に関して希望する情報については、「教室・講座の情報」、「イベントの情報」、「施設の情報」が上位となっています。前回調査と比べて「施設の情報」がやや増加し、「地域活動・ボランティアの情報」が減少しており、個人的な学習への志向がやや強まっていることが考えられます。

③生涯学習関連施設について

- 生涯学習関連施設のこの1年くらいの間の利用経験については、「図書館・図書館分室・移動図書館」が27.7%で最も多く、最もよく利用されている生涯学習施設となっています。
- 生涯学習関連施設を「全く利用していない」という回答が約半数を占めており、前回調査から大きな変化は見られません。
- 団体調査では、行政に求める支援として活動場所の確保についての意見が多くなっています。

④大学等における社会人の学習について

- 社会人になってからの大学等での学習経験については、13.4%が学んだことがあると回答しており、24.6%が「学習したことはないが、今後は学習してみたい」と回答しています。
- 大学等での学習については、「学習したいと思わない」という回答より、「学習経験がある」か「学習を希望する」との回答の方が多くなっています。
- 社会人として大学で学ぶ際に期待することについては、「資格を取得すること」、「幅広い教養を得ること」、「特定分野の基礎的な知識を得ること」が上位となっています。
- 社会人が大学等で学習しやすくするための取組については、「学費の負担等に対する経済的な支援」、「土日祝日や夜間等、開講時間の配慮」、「就職や資格取得等に役立つ社会人向けプログラムの拡充」が上位となっています。

⑤生涯学習の振興について

- 生涯学習を通じて身に付けた知識や技能の社会的な活用については、「仕事で活用する」、「学習、趣味のサークルで活用する」、「特にない、わからない」が上位となっており、前回調査と比べて「仕事で活用する」が増加しています。
- これから学習や体験活動に参加していくために東大阪市に望むことについては、「仕事に役立つ資格などが取れるような講座を増やす」、「学習を進めるため、講師・講座・学習施設

の所在地などの情報を充実させる」、「スポーツや運動ができる場を整備する」が上位となっています。前回調査と比較すると、「グループや仲間が気軽につどい、学習ができる施設を充実する」が減少しています。

- 多くの人が地域や社会での活動に参加するようになるために必要なことについては、「地域や社会での活動に関する情報提供」、「地域や社会に関する講習会の開催など、活動への参加につながるようなきっかけづくり」、「交通費などの必要経費の支援」が上位となっています。「活動の成果が社会的に評価されること」という回答は少なくなっています。
- 団体調査においては、多くの団体が担い手の高齢化や不足の問題を抱えていることが示される一方、生涯学習をまちづくりにつなげていくことや、地域の課題に取り組むことの必要性について指摘されています。

(3) 第三次生涯学習推進計画の取組状況

平成 23 年（2011 年）3 月に策定した「第三次東大阪市生涯学習推進計画」では、「市民の誰もがいつでもどこでも楽しく学べる生涯学習」「市民の誰もが健康で心豊かな暮らしや充実した人生が送れる生涯学習」「市民の誰もが自分のまちに誇りと愛着がもてる生涯学習」の 3 つの基本目標を掲げて、分野別の取組を推進してきました。基本目標ごとの取組の状況は以下の通りです。

①市民の誰もがいつでもどこでも楽しく学べる生涯学習

- 生涯学習情報誌「まなびにトライ！」（年 2 回発行）をはじめとする各種媒体を通じ、大学の公開講座等を含む各種の学習情報の発信を行っています。また、市ウェブサイト内に“まなび”に関する情報を集約し、自宅のパソコンからも学びたい情報を簡単に検索できる学習支援サイト「まなび・スポーツ」を立ち上げ、学習情報の集約を図るとともに、スマートフォン・タブレット端末にも対応した情報発信等に取り組みました。
- 平成 30 年度（2018 年度）からは、市職員等が学習の場に出向いて話をする「生涯学習出前講座」を開始し、市民等の多様な学習ニーズに応えるとともに、学習意欲の向上を図ることで、生涯学習の推進に取り組んできました。
- 図書館、公民分館、体育施設、児童文化スポーツセンター等の生涯学習施設の整備を行い、市民の自主的な活動の場として活用を進めるとともに、各種イベントや講座・教室等を開催し、生涯学習の機会を提供してきました。また、市立学校の体育施設を地域住民に開放しています。平成 30 年（2018 年）5 月には、市民の生涯学習や文化活動の振興を目的とした施設として市民多目的センターを新たに開設しました。
- 図書館においては、平成 22 年（2010 年）よりインターネットを通じた蔵書検索・予約・貸出資料の状況確認等を行えるサービスを開始しており、インターネットを通じた資料の予約件数は年々増加しています。また、平成 28 年度（2016 年度）より指定管理者制度を導入し、開館時間や開館日数の拡大等を実施し、図書館利用者の利便性向上に努めてきました。
- 公民分館については、各々の地域の団体・グループ活動の場、学習、会合等の場であるとともに、地域づくりの教育機関として、各公民分館が自主的・自治的に組織する「公民分館運営委員会」により事業運営されています。
- 障害者・難病患者等を対象とした学習・社会参加活動や支援者の育成、よみかき教室・日本語教室の開催、子育て中の保護者の支援等、社会的にハンディキャップを有する市民を対象とした学習支援に取り組んできました。
- 施設の稼働率の向上と、いかに施設の設置目的に応じた講座等の企画が実施できるかが課題となっています。

②市民の誰もが健康で心豊かな暮らしや充実した人生が送れる生涯学習

- 乳幼児のいる家庭を対象としたブックスタート事業や、学校教育の充実、中高生の学習支援事業、学校におけるラグビー指導や文化活動の支援、老人センターにおける生涯学習事業や同好会活動の支援、介護予防、ボランティア育成等に取り組んできました。
- 社会教育センターでは、毎年度、定期講座として「東大阪市民講座」を開設し、市民への学習機会の提供を行ってきました。幅広く市民に開かれた講座となるよう、趣味・娯楽・興味・健康といった市民の学習ニーズに幅広く応える企画の充実に取り組んできた一方、受講している市民は中高年者が多く、学習内容も個人の楽しみの範疇にとどまってきたのではないかという懸念もあります。
- 公的な生涯学習事業として、個人の生涯学習活動における「生きがい」を支援することと、学習成果が市民生活の改善や地域における活動に結びつくような企画に取り組むことのバランスをどうとるのが課題となっています。
- 主にひとり親世帯の職業訓練や就業支援、市内中小企業の人材育成支援に取り組んできました。ひとり親世帯の支援としては、一定の成果が上がっていますが、若者や高齢者の就労問題等の近年社会的課題とされている問題への取組について、検討が求められます。
- 市民講座講師登録制度（まちのすぐれもの）については、市民による活用があまりされていないのが現状であり、情報のアップデートも課題となります。今後の制度の運用のあり方について、検討が求められます。
- 事業の大半が青少年と高齢者を対象としたものとなっており、生涯にわたる学習の支援として偏りが出ていることが課題となっています。

③市民の誰もが自分のまちに誇りと愛着がもてる生涯学習

- 講演会や人権講座等の人権啓発、男女共同参画センター（イコーラム）における講座・イベントの開催、野外活動センターの管理運営、多文化共生に関する事業、郷土博物館・鴻池新田会所等の地域の歴史・文化に関わる施設の管理運営、文化財の保存と啓発、市民スポーツの普及・促進等、様々なテーマに関する学習の機会の提供や活動の支援を行ってきました。
- 子育て中の親子が気軽に利用できるつどいの広場の開設等の子育て支援、中学校・高等学校の部活動の支援、青少年対策、青少年センターにおける学習・交流事業、地域まちづくり活動の支援、登下校の安全確保等の事業を行ってきました。
- 市民文化芸術祭の開催、市民活動情報サイトの運営等を行ってきました。
- 学習成果の活用については、各種講座等の事業に共通する課題であり、事業の企画段階から検討すべき事項として位置付けられる必要があります。

(4) 東大阪市の生涯学習推進の課題

①学習環境の整備について

市民意識調査では、「生涯学習」という言葉の認知度が、前回調査より下がっていることが示されていました。また、学習に関する情報の入手先として、「市政だより」以外の市の生涯学習に関する情報発信手段を活用している市民が少数にとどまっていることも明らかになっています。生涯学習関連施設については、人口が減少しているにもかかわらず利用が増加している施設もあり、講座やイベントの参加者数も増加しています。一方で、市民意識調査では利用しない市民の割合には変化がないことが示されており、生涯学習に関する情報発信の強化が課題となっています。

学習手段としても情報の入手手段としても、インターネットを活用する市民が若い世代を中心に増加している一方、誰もがそれを使いこなせるとは言えない状況となっており、市民の実情に応じた適切な情報発信を強化していくことが求められます。中でも、市が整備している生涯学習関連施設や提供する学習機会については、より幅広い市民に知られるものとなるよう、取組の充実が求められます。

②市民のニーズに応える学習機会の提供について

市民意識調査では、学習経験や学習の活かし方、東大阪시에望むこと等において、就労や就職・転職に必要な学習を望む回答が、前回調査より全般的に増加しています。昨今の雇用状況の変化を反映したものと考えられますが、こうした就労につながる学習機会の提供は、自治体の生涯学習推進においては十分に取り組みされてこなかった領域であり、今後は取組を検討する必要があります。

大学等での学習については、「学習したいと思わない」という回答より、「学習経験がある」か「学習を希望する」との回答の方が多くなっており、本市が有する重要な学習資源として、大学等との効果的な連携の推進は今後も課題となります。学習しやすくするための取組については、「学費の負担などに対する経済的な支援」、「土日祝日や夜間など、開講時間の配慮」、「就職や資格取得などに役立つ社会人向けプログラムの拡充」等が多く回答されており、これらを踏まえた協働の推進体制を強化していくことが求められます。

③市民参加の推進について

地域課題の解決やまちづくりへの市民参加につながる学習活動の展開については、取組が十分とは言えない状況です。市民意識調査では、生涯学習活動の経験について、個人で行う学習が多くなっており、講座やグループ活動といった他者との触れ合いを含む学習が少なくなっています。また、地域活動やボランティア活動については、自発的に取り組む市民は少数であり、学習の活かし方としても回答が減少しています。学習を通じ地域や社会での活動に参加するようになるために必要なこととして、「活動に関する情報提供」や「講習会の開催などのきっかけづくり」が上位となっています。住民相互の交流や活動のきっかけとなる生涯学習の機会を提供することで、地域に新たなつながりが生まれ、新しい活動やまちづくりに積極的に参加していく市民の育成につながると考えられます。

団体調査においても多くの生涯学習関連団体がメンバーの高齢化や後継者不足の問題を抱えていることが示されており、地域における学習・交流を通じたつながりづくりが今後の課題であることがうかがえます。

また、市民の学習を支援する活動についても、約2割が「参加したい」と回答しており、こうした意欲のある市民との協働による、学習の推進が今後の課題となります。

団体調査においても、まちづくりや地域課題に取り組むことに積極的な意見が複数挙げられており、幅広い市民・関係団体と連携した取組の充実が求められます。

3 計画見直しの方向

(1) 関連計画との整合と役割分担

「第三次東大阪市生涯学習推進計画」に含まれている事業には、教育施策アクションプラン（学校教育関係）、子ども・子育て支援事業計画（子育て支援、放課後児童クラブ、障害児支援等）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（介護予防、高齢者向け学習・スポーツ関係事業等）等、関連計画と重複する内容が含まれています。これらは、現行計画策定後に各分野での計画策定が進んだものですが、進捗管理等業務の重複問題や、生涯学習推進計画としての位置付けの不明確さにもつながっています。

関連計画との間の位置付けを明確化するとともに、本計画に含むべき内容を精査し、本市の生涯学習推進の取組を市民にわかりやすく示すものとするよう、計画を見直します。

(2) 計画の構成の見直し

「第三次東大阪市生涯学習推進計画」においては、同じ性格の事業が複数の分野にまたがって配置されていたり、計画の柱の表現の抽象度が高く、実際の取組内容との関連が明確ではない部分が含まれていました。また、本市の特色である、モノづくりやラグビーのまちについても、明確な位置付けがなされていないという問題があります。

そこで本計画においては、「リーディングプロジェクト」を新たに設定し、特に本市として重点的に取り組む施策を明確化するとともに、計画の記載内容が取組の実態に対応し、わかりやすいものにしていくことを意識した見直しを行います。

(3) 地域課題への取組と市民参加

「第三次東大阪市生涯学習推進計画」については、市民のニーズに応じて誰もが参加しやすい学習機会の提供が強調され、一生を通じていつでも学ぶことのできる生涯学習社会の形成を意識した構成となっている一方で、近年の生涯学習において課題となっている、地域の社会的な問題・課題への対応やそのための人材育成については、やや不十分な言及となっています。また、生涯学習推進における市民参加の問題についても、先進的な自治体と比較すると、取組が十分とは言えない状況です。

個人の生きがいづくりと地域課題への取組について、バランスを意識した構成にしていくことや、生涯学習の推進や学習成果の活用における市民参加の促進についても、意識した内

容としていく方向で、計画を見直します。

(4) 本市の生涯学習の現状と課題を踏まえた取組の強化

市民意識調査においては、生涯学習情報の発信や市民ニーズに応える学習機会の提供、地域課題の解決やまちづくりにつながる学習の推進等において、課題があることが示されています。これらの課題を踏まえ、これまでの取組を見直し、施策・事業の充実の方向性を示します。

第3章 基本構想

1 基本理念

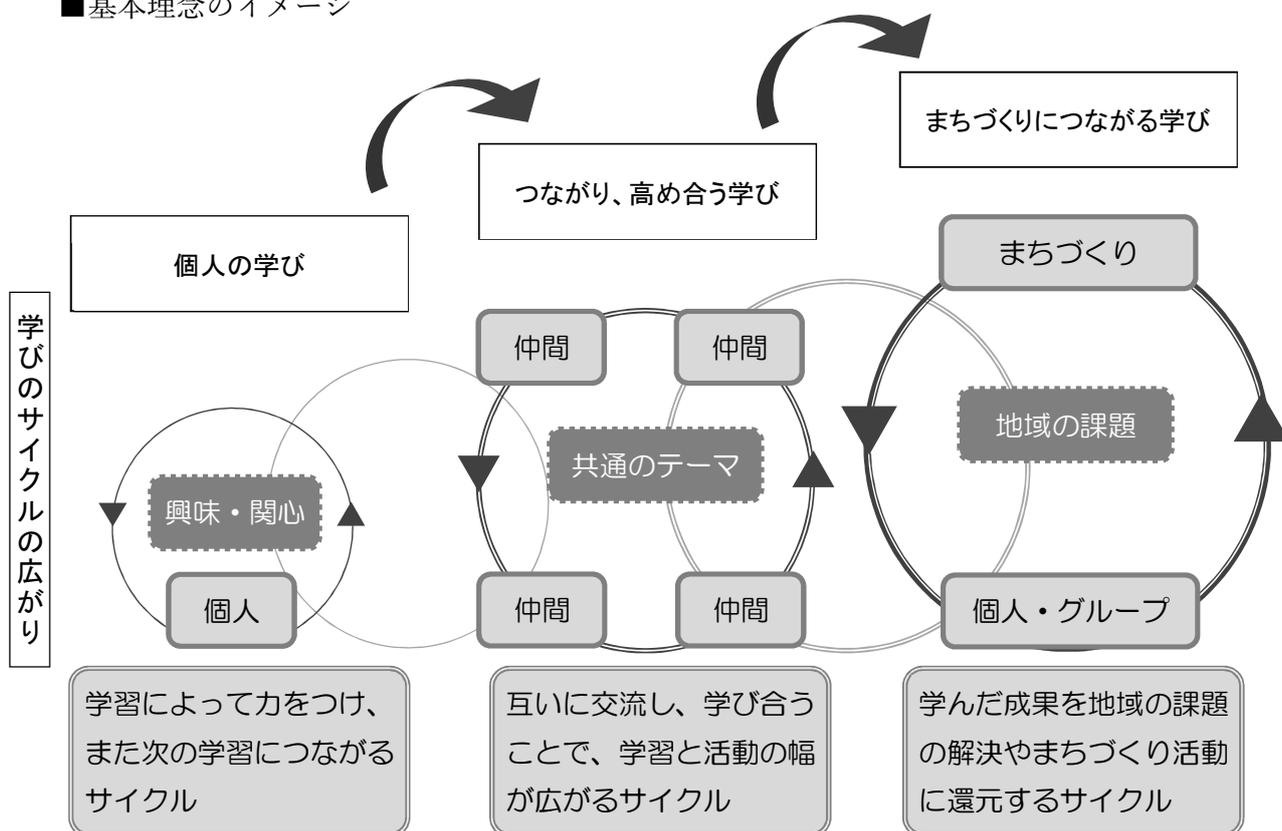
学び、つながり、高め合い、みんなで作るまちづくり

～生涯学習の活性化をめざして～

「第三次東大阪市生涯学習推進計画」では「まなびにトライ！ ひとをはぐくみ まちをつくる 大好きなまち東大阪」を基本理念とし、「まなびづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の3つの視点から施策を推進してきました。

本計画では、学びに「トライ」することから一歩進めて、学びの先に仲間とのつながりがあり、仲間とともに活動することが、よりよいまちづくりの力になっていくという思いを込め、新しい基本理念のもと施策を推進します。学ぶことで人が育ち、人が育つことでまちが変わるという学びの循環を意識しながら、「ひとづくり」から「まちづくり」への大切なステップとしての人と人のつながりや交流を大切に、仲間との学びやまちづくりにつながる学びへの広がりを生み出していくことが必要です。計画全体を通じて、個人の学びから、仲間づくり、まちづくりへと広がっていく、市民の生涯学習全体の活性化をめざして取り組みます。

■基本理念のイメージ



2 基本方針と基本視点

基本理念の考え方に基づき、本計画では施策の柱として3つの基本方針を設定します。また、それぞれの基本方針に基づく取組において、常に意識されるべき考え方として「基本視点」を設定し、施策・事業を行う上での基本的な指針とします。

基本方針1：すべての市民に開かれた学習環境の整備

生涯学習関連施設の整備と活用、学習情報の提供や学習相談、学習支援の体制整備等を通じて、すべての市民に開かれた学習環境の整備に取り組みます。

基本視点1 学びの場をつくる

すべての人々への生涯学習の機会を促進することは、SDGsのゴールにも位置付けられている重要な課題です。性別、年齢、障害の有無、社会経済状況等にかかわらず、希望に応じて生涯学習の活動に参加することができるよう、誰もが参加可能な学習環境の整備と、参加のために必要な支援の充実を図ります。

基本方針2：多様なニーズに応じた学習機会の提供

子どもを対象とした社会教育、生きがいづくりや社会参加の促進、市民のニーズや地域の課題に応える学習機会の提供等、多様なニーズに応じた学習機会の提供に取り組みます。

基本視点2 学びを通じたつながりをつくる

行政が取り組むべき学習機会の提供として、単なる楽しみや気晴らしだけに終わるのではなく、地域に新しい人のつながりや交流を生み出すことや、地域課題の解決につながるなど、地域に新しい価値を生み出すことを意識した企画・運営に努めます。

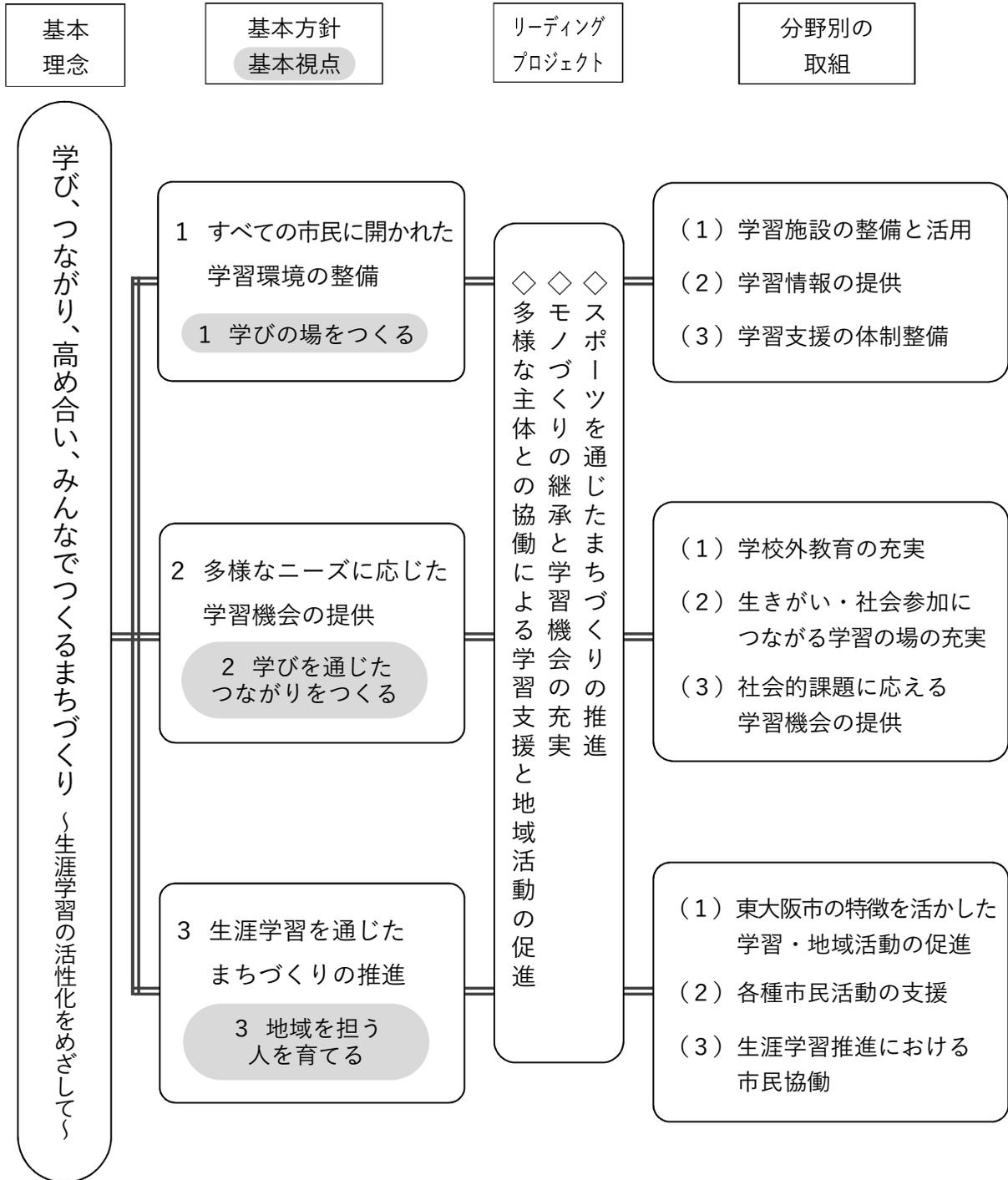
基本方針3：生涯学習を通じたまちづくりの推進

本市の特徴を活かした学習活動の促進や市民活動の支援、市民との協働による学習支援やまちづくりの推進等、生涯学習をまちづくりにつなげるための取組の充実を図ります。

基本視点3 地域を担う人を育てる

市民・企業や大学・NPO等の多様な主体との連携・協働による、幅広い生涯学習活動の活性化に取り組みます。また、学習を通じた市民の自主的な活動の育成・支援をはじめ、まちづくりの担い手となる市民を増やしていくための取組を推進します。

3 施策体系



第4章 リーディングプロジェクト

本計画では、計画期間中に特に重点的に取り組むテーマを設定し、これらを「リーディングプロジェクト」として位置付けます。リーディングプロジェクトは、本市のまちづくりの特性や課題に即し、特に重点的に取り組む施策を明確化し、関連施策や関係部局との連携のもと、生涯学習支援の中心的な課題として積極的な推進を図るものです。

本計画においては、次の3つのテーマをリーディングプロジェクトとして位置付け、生涯学習の活性化を図ります。

◆リーディングプロジェクト◆

- 1 スポーツを通じたまちづくりの推進
- 2 モノづくりの継承と学習機会の充実
- 3 多様な主体との協働による学習支援と地域活動の促進

本市の現状

- ◇高校ラグビーの「聖地」とされる花園ラグビー場を有する本市は、令和元年（2019年）のラグビーワールドカップ2019日本大会の開催地の一つになるなど、「ラグビーのまち」として全国的に知られています。
- ◇本市は、令和4年（2022年）に予定されているワールドマスターズゲームズ^{※21}2021 関西のラグビー競技の開催自治体です。大会のレガシー（遺産）として、マスターズ世代の選手を対象としたラグビー大会「マスターズ花園」の開催を計画しています。
- ◇小学校の体育の授業にタグラグビー^{※22}を導入したり、ラグビーカーニバルや中学生のラグビー大会を開催するなど、ラグビー競技の普及啓発事業に取り組んでいます。
- ◇令和2年（2020年）にウィルチェアスポーツ（車椅子を使った競技）専用の屋外施設である「ウィルチェアスポーツコート」を新たに整備し、障害の有無や年齢、性別の違いにかかわらず誰でも共に楽しむことができるインクルーシブ^{※23}なスポーツとして、ウィルチェアスポーツを推進しています。
- ◇令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする「東大阪市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツを通じたまちづくりの推進を図っています。

今後の課題

- ◇「東大阪市スポーツ推進計画」に基づいた施策を推進し、目標に掲げているスポーツ参画人口の拡大を進めることが求められます。
- ◇生涯スポーツ^{※24}は幅広い生涯学習の一分野であり、年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、誰もが参加し、楽しむことができる環境づくりを、引き続き推進していくことが課題です。
- ◇ワールドマスターズゲームズ2021 関西をはじめとする、市民のスポーツへの関心を高める各種の機会を活用し、スポーツのまちとして市民の共通理解を図るとともに、本市のスポーツ施設の更なる有効活用を図り、幅広くスポーツ活動に参加する市民のすそ野を広げる取組が必要となっています。

※21：ワールドマスターズゲームズとは、国際マスターズゲームズ協会（IMGA）が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会で、次回令和4年（2022年）の10回大会は関西での開催が予定されている。

※22：タグラグビーとは、普通のラグビーからタックル等の接触プレーをなくしたボールゲームで、性別や年齢を問わず誰でも安全に楽しむことができるスポーツとして取り組まれている。

※23：インクルーシブとは、「包み込むような／包摂的な」という意味を持つ英語の言葉で、誰かを排除したり分離したりすることなく、同じ社会の一員として包み、支え合う社会をめざしていく言葉として用いられている。

施策の方向

◆ 生涯スポーツの普及促進

国際的な生涯スポーツの大会であるワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催等の機会を活用し、市民の生涯スポーツへの理解を深める活動に取り組むとともに、各種スポーツ教室や参加型のスポーツイベントの実施、指導者の養成等の取組を充実させ、スポーツ活動に参画する市民の増加を図ります。

◇主な事業（担当室・課）

- ・ 小学校体育へのラグビー導入（花園ラグビー場活性化推進課）
- ・ 中学生ラグビー大会の開催（花園ラグビー場活性化推進課）
- ・ 市民スポーツ祭典（市民スポーツ支援課）
- ・ 指導者研修会の実施（市民スポーツ支援課）

◆ ウィルチェアスポーツの推進

ウィルチェアスポーツコートの利用拡大や各種のウィルチェアスポーツ大会の実施を通じて、ウィルチェアスポーツの普及促進に取り組むとともに、スポーツを通じた共生社会を推進し、誰もが生涯スポーツに参画できる環境づくりを進めます。

◇主な事業（担当室・課）

- ・ ウィルチェアスポーツコートの利用拡大（スポーツビジネス戦略課）
- ・ ウィルチェアスポーツイベントの開催（スポーツビジネス戦略課）

◆ スポーツを通じた学びと仲間づくりの推進

競技に直接参加するだけでなく、スポーツを観ることや、スポーツ活動を支える取組に参加するなど、幅広いスポーツ活動に参加する市民のすそ野を広げるため、スポーツの楽しみ方を学ぶ機会や、スポーツイベントに参加できる機会の充実を図り、市民の誰もがスポーツを通じた学びと仲間づくりに参加できる取組を推進します。

◇主な事業（担当室・課）

- ・ スポーツ教室の開催（スポーツのまち推進室）
- ・ 市民優待・招待デーの実施（スポーツビジネス戦略課）
- ・ スポーツイベントボランティアの養成（スポーツのまち推進室）

※24：生涯スポーツとは、競技の優劣を競うだけでなく、健康の維持・増進や人生の楽しみとして、それぞれの体力や技術に応じ、生涯にわたり、誰もが、いつでも、どこでも参加することのできるスポーツのあり方を示す言葉。

本市の現状

- ◇全国でも工場数がトップクラスを誇る本市は、主要都市の中でも事業所密度が高く基盤技術が集積されている地域特性から、多種多様な製品が生産されており、モノづくりのまちとして知られています。
- ◇平成 25 年（2013 年）に「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を制定し、住宅と町工場が隣接するという本市の環境において、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境の保全に取り組むとともに、モノづくりのまちであることに市民が誇りを持てるまちづくりの推進をめざしています。
- ◇中小企業の経済活動の活性化に向け、市内企業の相互交流や創業支援に取り組むとともに、人材育成の支援を行っています。
- ◇本市の子どもが学校の内外でモノづくりを体験する機会の提供に取り組んでいます。

今後の課題

- ◇本市の主要産業である製造業は、事業所数、従事者数の減少や担い手の高齢化が進んでおり、事業と技術の継承が課題となっています。
- ◇住工共生のまちづくりが本市の更なる発展に欠くことのできないものであることを市民の共通認識とし、モノづくりのまちであることに誇りを持てる取組を引き続き推進していく必要があります。
- ◇多様なモノづくり企業の集積は、本市の特徴的な学習資源となっており、引き続き市内企業やNPO等と連携して、身近にモノづくりについて学ぶことのできる機会を充実させていくことが求められます。

施策の方向

◆ モノづくり人材の育成

ビジネスセミナーの開催支援や異業種交流の促進等を通じて、市内中小企業の人材育成を積極的に推進し、モノづくりの継承を図ります。

◇主な事業（担当室・課）

- ・ビジネスセミナー開催補助事業（モノづくり支援室）
- ・異業種交流促進事業（モノづくり支援室）

◆ 子どもを対象としたモノづくり講座

次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさを知ってもらうため、小中学生を対象にしたモノづくり教室を開催します。また、市内企業やNPO等と連携して、小学校の授業の中でモノづくりについて学ぶ機会を提供します。

◇主な事業（担当室・課）

- ・東大阪市少年少女発明クラブ（モノづくり支援室）
- ・モノづくり教育支援事業（モノづくり支援室）

◆ モノづくりについて学ぶ機会の提供

市内企業と連携したオープンファクトリー※25等の体験型イベントの開催等、市民や来訪者が本市のモノづくりについて学ぶ機会の充実を図ります。

◇主な事業（担当室・課）

- ・モノづくり体験型イベントや学習の場の開催支援（モノづくり支援室）

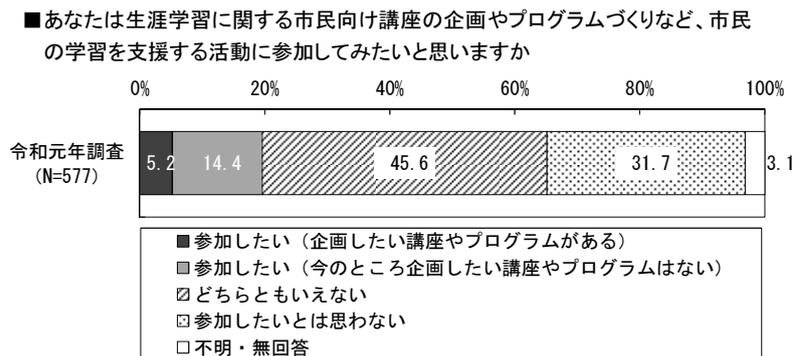
※25：オープンファクトリーとは、工場等のモノづくりの担い手が活動し、モノをつくり出している現場を公開し、来場者に見学・体験してもらう取組。

リーディング
プロジェクト 3

多様な主体との協働による学習支援と地域活動の促進

本市の現状

- ◇公民分館やリージョンセンター※26では、市民主体の運営委員会の企画による学習講座が開催されています。
- ◇NPOや市民活動の支援、人材育成を目的とした学習機会の提供に取り組んでいます。
- ◇市民意識調査では、生涯学習の方法として、「インターネット」、「自宅での学習活動」、「テレビ・ラジオ」といった個人で行う学習が上位となっており、「講座・教室」や「グループ・サークルでの学習」に取り組む人は比較的少なくなっています。また、学習活動を通じて身に付けた知識・技能の活かし方についても、「地域活動やボランティア活動に活かしている」が減少しており、学習の個人化の傾向がうかがえます。
- ◇一方で市民意識調査では、市民向け講座の企画やプログラムづくりなど、市民の学習を支援する活動について、約2割が「参加したい」と回答しており、学習支援の活動に参加することに前向きな市民の存在が示されています。



今後の課題

- ◇生涯学習の成果を地域活動やまちづくりの活動に活かしていくことや、それらの活動をより充実させるための学習機会を提供することで、学習と活動の循環をつくり出していくことは、生涯学習支援の重要な課題となっています。
- ◇生涯学習支援において、市民・企業や大学・NPO等、多様な主体と連携することで、より市民ニーズに即した、幅広い学習機会の提供につながることを期待されます。
- ◇本市においてはこれまで、生涯学習支援における市民参加を意識した取組が十分とは言えない状況がある一方で、生涯学習団体や地域活動の担い手の減少や高齢化が課題となっており、市民主体の地域活動と生涯学習を相互に連環させる取組の更なる推進が求められます。

※26：リージョンセンターとは、地域活動の活性化と市民サービスの向上のために、市内の7地域に設けられた「市民プラザ」と「行政サービスセンター」を併せ持つ施設。

施策の方向

◆ 市民活動における人材育成等の支援

NPOの設立や市民活動に必要な知識等について学ぶことのできる講座等を開催し、市民の自主的な活動の活性化を図ります。

◇主な事業（担当室・課）

- ・育成講座の開催（地域活動支援室）
- ・NPOアドバイザーによる相談支援（地域活動支援室）
- ・地域まちづくり活動への助成（地域活動支援室）

◆ 地域活動やまちづくりにつながる講座企画の充実

市が実施する市民講座や、市民主体の運営委員会で企画・実施されている公民分館等における講座について、現代的な課題への取組や、地域での継続的な活動につながるきっかけとなるような企画・運営の充実を図ります。

◇主な事業（担当室・課）

- ・市民講座事業の充実（社会教育センター）
- ・公民分館運営委員会への支援・情報提供（社会教育センター）

◆ 市民・企業や大学・NPO等と連携した学習活動の推進

市民提案型の講座企画の実施、企業や大学・NPO等が実施する学習活動への支援等、多様な主体と連携した学習活動の推進を図ります。

◇主な事業（担当室・課）

- ・リージョンセンター公民協働事業（地域活動支援室）
- ・市民講座講師登録制度（まちのすぐれもの）^{※27}の活用促進（社会教育センター）
- ・生涯学習出前講座の拡大（社会教育課）
- ・企業や大学等との協定締結の支援（公民連携協働室）

※27：市民講座講師登録制度（まちのすぐれもの）とは、市民の学習機会の提供・拡充を図ることを目的に、専門的な知識や経験を活かし、ボランティアとして活動できる市民を講師として登録し、市内の各団体・グループからの要請に応じ、講師として派遣する制度。

第5章 分野別の取組

本章では、基本理念の実現に向け、3つの基本方針に基づいて実施する分野別の取組について、現状と課題を示した上で、施策の方向や主な取組について記載します。本計画の計画期間において、本市が取り組む施策の全体像を示すものとなります。

◆分野別の取組◆

基本方針1 すべての市民に開かれた学習環境の整備

- (1) 学習施設の整備と活用
- (2) 学習情報の提供
- (3) 学習支援の体制整備

基本方針2 多様なニーズに応じた学習機会の提供

- (1) 学校外教育の充実
- (2) 生きがい・社会参加につながる学習の場の充実
- (3) 社会的課題に応える学習機会の提供

基本方針3 生涯学習を通じたまちづくりの推進

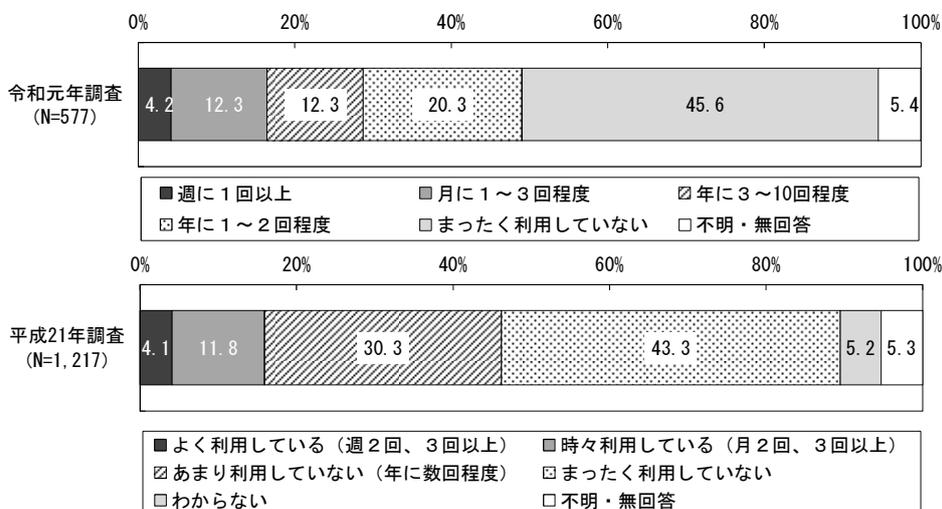
- (1) 東大阪市の特徴を活かした学習・地域活動の促進
- (2) 各種市民活動の支援
- (3) 生涯学習推進における市民協働

(1) 学習施設の整備と活用

現状と課題

- ◇図書館、公民分館、体育施設、児童文化スポーツセンター等の生涯学習関連施設を整備し、市民の自主的な活動の場として、学校の体育施設を地域住民に開放しています。
- ◇平成30年（2018年）に市民の生涯学習や文化活動の振興を目的とした施設として「市民多目的センター」を、令和元年（2019年）に文化芸術の創造及び発信の拠点として「文化創造館」を新たに開設しました。
- ◇図書館利用者数の増加が続いているのに対し、公民分館の利用件数は減少傾向となっています。生涯学習施設の稼働率の向上や利用の拡大は引き続き課題ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、今後の生涯学習施設のサービスのあり方を検討する必要があります。
- ◇市民意識調査では、生涯学習関連施設を利用している頻度について、一部の人は週に1回以上利用している一方で、半数近くが「まったく利用していない」と回答しており、平成21年（2009年）に実施された前回調査とも大きな差がありません。生涯学習関連施設の利用者の固定化が懸念される状況となっており、より幅広い市民の利用の促進が求められます。

■「生涯学習関連施設」をどのくらい利用していますか



施策の方向

◆ 図書館サービスの充実

インターネットを利用した予約サービスの拡大や情報提供の充実等、利用にあたっての利便性の向上に努めるとともに、おはなし会等のイベントや講演会、資料展示、ブックスタートボランティアの養成等、市民ニーズに即した各種の事業を実施し、図書館利用の拡大を図ります。

◆ 生涯学習関連施設の整備と運営の充実

地域の身近な生涯学習施設である公民分館や、誰もがスポーツに親しむことのできるスポーツ施設、市民多目的センターや文化創造館等の新しく整備された施設等、各種の生涯学習関連施設について、市民の自由な学習・交流の場として誰もが利用しやすくなるような整備を行うとともに、市民・指定管理者等と連携した運営の充実に取り組むことで利用の促進を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン講座等の新しい学習方法が広がることが考えられますが、そうした学習に誰もが参加できるよう、生涯学習施設におけるインターネットの利用環境の充実等、必要な取組について検討します。

◆ 学校施設の開放

小中学校の運動場や体育館等の地域住民への開放を促進し、住民の自主的なスポーツ・交流の場として活用します。

◆ 施設利用の利便性向上

インターネットを活用したサービスの充実や利用手続きの見直し等、施設の利便性向上に努めます。また、施設のバリアフリー化を促進し、誰もが生涯学習関連施設を利用しやすくなるような環境整備を進めます。オーパススポーツ施設情報システム^{※28}を活用した利用手続きの一元化について、更なる利便性の向上や対象施設の拡大に取り組みます。

※各項目の記載内容に対応する主な事業については、第6章「4 本計画に基づく進捗管理事業」(55～66 ページ)に掲載しています(以下同様)。

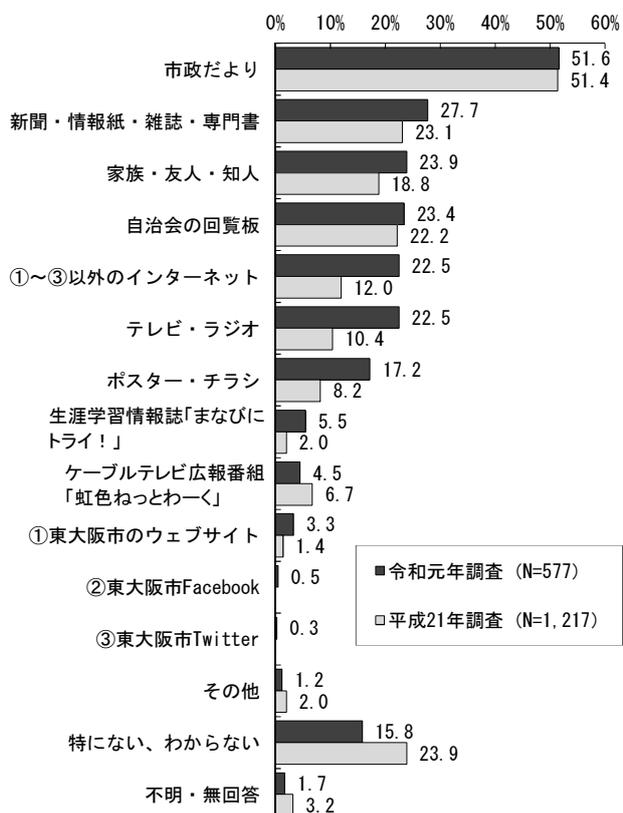
※28：オーパススポーツ施設情報システムとは、大阪府の自治体のスポーツ施設の予約等ができるインターネットを活用したサービスで、ウェブサイト、携帯用ウェブサイト、家庭の電話機からスポーツ施設の利用申請や空き情報の確認が可能となっている。

(2) 学習情報の提供

現状と課題

- ◇生涯学習情報誌「まなびにトライ！」(年2回発行)をはじめ、各種媒体を通じ、大学の公開講座等を含む各種の学習情報を発信しています。また、市ウェブサイト内に学習支援サイト「まなび・スポーツ」を立ち上げ、学習情報の集約を図るとともに、スマートフォン・タブレット端末にも対応した情報発信を行っています。
- ◇市民意識調査では、学習に関する情報の入手先として、「市政だより」以外の市の生涯学習に関する情報発信手段を活用している市民が少数にとどまっていることが示されており、生涯学習に関する情報発信の強化が課題となっています。
- ◇学習をする時に困ることや学習活動をしていない理由として、「学習や活動の情報がない」、「どこに相談してよいかわからない」という回答がそれぞれ1割程度あり、情報や相談機会の不足が一部の市民の学習の阻害要因となっていることがうかがえます。
- ◇学習手段としても情報の入手手段としても、インターネットを活用する市民が若い世代を中心に増加している一方、誰もがそれを使いこなせるとは言えない状況となっており、市民の実情に応じた適切な情報発信を強化していくことが求められます。

■あなたは、学習に関する情報をどのように得ていますか



■あなたが学習をする時に困ることや、学習活動をしていない理由は何ですか



施策の方向**◆ 各種媒体を活用した情報発信の充実**

より多くの市民に生涯学習に関する情報を届けられるよう、市政だよりや市ウェブサイト、ケーブルテレビの市広報番組、施設のリーフレットやイベントのチラシ等、各種の媒体を活用してわかりやすく参加につながりやすい情報発信に努めます。

◆ インターネットを活用した情報発信の強化

若い世代を中心に、インターネットを利用した学習や情報収集を行う市民が増加していることを踏まえ、アクセシビリティ（年齢や障害の有無にかかわらず情報を入手しやすいこと）に配慮しながら、インターネットを活用した情報発信の強化を図ります。本市ウェブサイト内に立ち上げた学習支援サイト「まなび・スポーツ」の充実を図り、学習情報の検索・入手をしやすい環境整備を推進します。

◆ 市民の学習を支援する情報提供

生涯学習出前講座のメニューの充実や、市民講座講師登録制度（まちのすぐれもの）の登録・発信の強化により、市民の学習を支援する情報提供を進めます。また、市内の大学の公開講座等、行政以外の学習情報の発信についても充実・拡大を図ります。

◆ 情報提供の体制整備

市民が利用できる生涯学習関連施設や参加できる講座・イベント、市内で活動するグループ・サークル・NPO等、関連情報の集約を図り、市民のニーズに応じて適切な情報提供が可能な体制の整備を行います。

(3) 学習支援の体制整備

現状と課題

- ◇市民意識調査では、「社会教育センターなどの公的な機関における講座・教室」への参加は、50歳代以上が多くなっていることが示されています。開催日時の設定や費用、会場の工夫等、幅広い市民が参加しやすい学習機会の提供につなげることを意識した取組の充実が課題となっています。
- ◇本市においては義務教育を十分に受けられなかった人を対象とした識字教室等や、日本語を母語としない市民の増加に対応した日本語教室を、市民のボランティアと連携して実施しています。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」や「日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）」の制定を受け、生涯学習支援においても取組の充実が求められます。
- ◇障害のある人の参加を保障する合理的配慮の提供や、子育て中の人に対する育児サービスの提供等、すべての市民に開かれた学習環境の整備に向けた取組が引き続き重要となります。

■あなたはこの1年くらいの間に、どのような方法で学習したことがありますか。(性別・年齢別・学歴別)

	インターネット(ウェブサイト・動画サイトなど)	自宅での学習活動(読書など)	テレビ・ラジオ	職場の教育、研修	図書館・博物館・美術館	の講座・教室、通信教育	カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座・教室、通信教育	自主的な学習グループ・サークル活動	講座・教室	社会教育センターなどの公的な機関における
全体(n=577)	30.2	28.1	23.4	19.1	16.5	13.9	11.6	7.1	7.1	
男性(n=227)	32.6	28.6	21.1	18.5	13.2	7.5	12.8	7.0	7.0	
女性(n=336)	29.2	28.0	25.3	19.6	19.0	18.8	11.3	7.4	7.4	
20歳代以下(n=47)	53.2	51.1	19.1	27.7	27.7	2.1	14.9	4.3	4.3	
30歳代(n=55)	47.3	30.9	21.8	43.6	12.7	9.1	18.2	3.6	3.6	
40歳代(n=96)	38.5	26.0	13.5	24.0	13.5	13.5	5.2	5.2	5.2	
50歳代(n=101)	34.7	21.8	17.8	23.8	11.9	20.8	7.9	9.9	9.9	
60歳代(n=128)	26.6	28.1	29.7	13.3	21.9	19.5	10.2	7.0	7.0	
70歳以上(n=136)	11.0	25.0	30.9	5.1	15.4	11.0	17.6	9.6	9.6	
小・中・高等学校卒業(n=365)	25.8	24.1	25.2	14.5	12.9	11.5	9.3	5.8	5.8	
短大・高専・大学・大学院卒業(n=196)	38.8	35.2	20.9	27.6	23.5	19.4	16.3	10.2	10.2	

施策の方向

◆ 生涯学習関連施設のバリアフリー※29化

生涯学習関連施設の整備においては、施設のバリアフリー化を推進するとともに、利用手続きにおける合理的配慮の提供等、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。

◆ 幅広い市民に開かれた学習機会の提供

講座・イベントの開催日時の検討をはじめとして、幅広い市民が参加しやすい学習機会の提供に努めます。また、手話通訳等の合理的配慮の提供や、育児サービスの提供等を推進し、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。

◆ 情報通信技術を活用した学習の推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン学習等の新しい方法による学習機会の提供等を進め、市民の生涯学習の機会を確保するとともに、誰もがそれらに参加できるような環境整備に努めます。また、スマートフォンやタブレット端末等を活用した情報通信技術を仕事や生活の必要に応じ、誰もが使いこなすことができるようにするための学習機会の提供に取り組みます。

◆ 基礎的な学習の場の確保

様々な学習の基礎となる文字の読み書きや日本語について学ぶ場がすべての市民に保障されるよう、識字教室等や日本語教室を引き続き実施します。また、教育機会確保法や日本語教育推進法に基づく取組の充実を検討します。

◆ 支援者の養成

手話通訳者や日本語学習ボランティアの養成等、学習において支援を必要とする人を支えることのできる知識・技術を有する市民の育成に取り組みます。

◆ 生涯学習推進体制の充実・強化

生涯学習の推進に市をあげて取り組むため、副市長を本部長とし、関係各課が参加する「東大阪市生涯学習庁内推進本部」において、事業の連携や情報の集約を行います。また、社会教育関係団体や学識経験者等が参加する「東大阪市社会教育委員の会議」における意見を踏まえ、本市の生涯学習施策が幅広い市民・専門家の意見を踏まえたものとなるよう取り組みます。

※29：バリアフリーとは、障害のある人や身体に衰えのある高齢者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁を除去することを指していることが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

(1) 学校外教育の充実

現状と課題

- ◇本市では、野外活動センターや青少年センター等の主に青少年を対象とした学校外の学習に資する施設を整備し、子どもの学習・体験の場として活用しています。
- ◇変化の激しい時代を生き抜くために必要な生涯学び続ける力の育成は、学校教育においても近年重視されていますが、学校以外の場においても子どものうちから学習や体験の機会を豊富に利用できることは、その力を培う上でより効果的だと考えられます。子どもを対象とした学校外教育の充実は、学び続ける市民を育てることにつながり、生涯学習の活性化においても重要な課題となります。
- ◇平成31年（2019年）3月に、第2次東大阪市子ども読書活動推進計画を策定し、本市のすべての子どもが自主的に読書に取り組むことができるよう、施策を進めています。
- ◇外国にルーツを持つ子どもをはじめとして、支援を必要とする子どもの学びを支える取組を、市民・関係機関・行政の横断的な連携によって推進しており、引き続き地域の実情を踏まえた事業の充実が求められます。

施策の方向**◆ 学校外における子どもの学習・体験の場の充実**

野外活動センターや青少年センターの事業、休日や学校の長期休業期間等における子ども向けの講座・教室等、子どもの学習・体験の機会を充実させ、生涯にわたり学び続ける力の育成を図ります。

◆ 子ども読書活動の推進

図書館の児童サービス、ブックスタート事業や読み聞かせの取組、学校と図書館の連携等の充実を図り、子どもの読書活動を推進します。

◆ 支援を必要とする子どもの学びを支える取組の充実

外国にルーツを持つ子どもや障害のある子ども等、様々な支援を必要とする子どもについて、学習や社会参加につながる取組を実施するとともに、市民と連携した支援体制の充実を図ります。

◆ 青少年健全育成活動の推進

青少年を対象とした相談支援の充実や、健全育成の環境づくり、青少年指導員や少年補導員、子ども会育成者等の支援者の育成・交流等、青少年の健全育成に向けた取組を引き続き実施します。また、地域の子どもの体験や仲間づくりの場となっている子ども会活動を引き続き支援し、活動の充実を図ります。

◆ 子どもの教育を支える学校・家庭・地域の連携・協働の推進

小中学校における体験学習・職場体験等の学校・家庭・地域が連携して子どもの学びの充実に取り組む体制づくりや、学校支援に関わる市民・企業や大学・NPO等の拡大に向けた取組を推進します。また、保護者を対象とした学習の場等の提供を促進し、家庭教育を支援します。

(2) 生きがい・社会参加につながる学習の場の充実

現状と課題

◇社会教育センターでは、毎年度、定期講座として「東大阪市民講座」を開設し、趣味・娯楽・教養・健康等の幅広い市民が関心を持ちやすく参加しやすいテーマを設定して学習機会の提供を行っています。また、公民分館でも、運営委員会の企画による学習講座が実施されています。

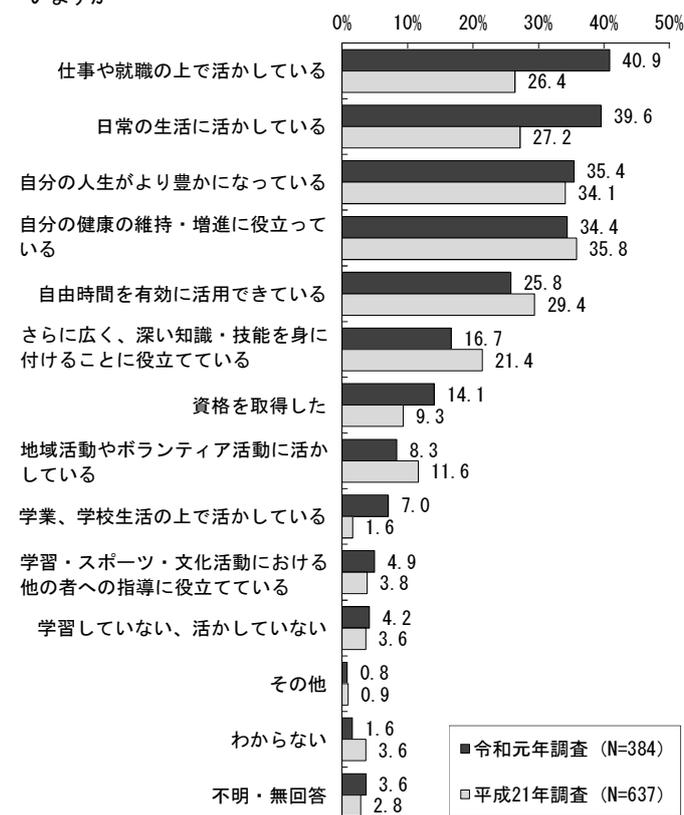
◇高齢者福祉、障害福祉、勤労者福祉等の幅広い分野・施設において、それぞれの対象のニーズに応じた生きがい・社会参加につながる学習事業を実施しています。

◇個人の楽しみに資する学習としての側面が強い分野については、公的な事業として取り組む必要性や利用者負担のあり方について、誰もが参加しやすい学習環境の整備という観点も踏まえた検討が、引き続き求められます。また、学習がその場限りの楽しみだけで終わるのではなく、グループ・サークルとしての継続的な活動につなげるなど、事業効果を最大化するための企画運営のあり方についても、引き続き検討を進めるとともに専門性を向上させていくことが課題となります。

◇市民意識調査では、最近1年間に行った学習方法（38 ページ参照）について「インターネット」、「自宅での学習活動」、「テレビ・ラジオ」といった個人で行う学習が上位となっており、「講座・教室」や「グループ・サークルでの学習」に取り組む人は比較的少なくなっています。効果的な学習機会の提供方法についても、社会情勢を踏まえた検討が求められます。

◇市民意識調査では、「仕事や就職・転職に必要な学習」へのニーズや、学んだことを「仕事や就職の上で活かしている」という人が多くなっており、近年ニーズが増加している分野として学習機会の提供のあり方を検討する必要があります。

■あなたは、学習活動を通じて身に付けた知識・技能をどのように活かしていますか



施策の方向**◆ 幅広いニーズに応じた学習機会の提供**

東大阪市民講座をはじめとして、市民の生涯学習のきっかけとなる学習機会を提供します。市民の幅広いニーズに応えるため、内容、費用、時間帯、主な対象等のバランスに留意するとともに、参加者が固定せず、より多くの市民の参加が得られるよう取り組みます。また、学習成果の発表の場の提供等、継続的な学習・交流につながる運営を図ります。

◆ 支援を必要とする市民を対象とした学習機会の提供

高齢者や障害のある人をはじめとして、学習や社会参加にあたって特に支援を必要とする市民を対象とした学習機会を提供します。また、支援を必要とする人を特に対象とした事業だけではなく、生涯学習事業の全体を通じて、誰もが参加しやすい環境の確保に取り組みます。

◆ グループ・サークルの育成につながる支援

生涯学習事業がその場限りの学びで終わるのではなく、市民の継続的な学習・交流のきっかけとなるよう、講座参加者を中心としたグループ・サークルの育成支援等を行います。また、市内で活動する様々な生涯学習関連グループ・サークルの継続的な活動を支援します。

◆ 生涯スポーツの推進

体育施設を中心として、市民が生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ教室の開催やグループ・サークルの活動支援等、生涯スポーツの推進を図ります。

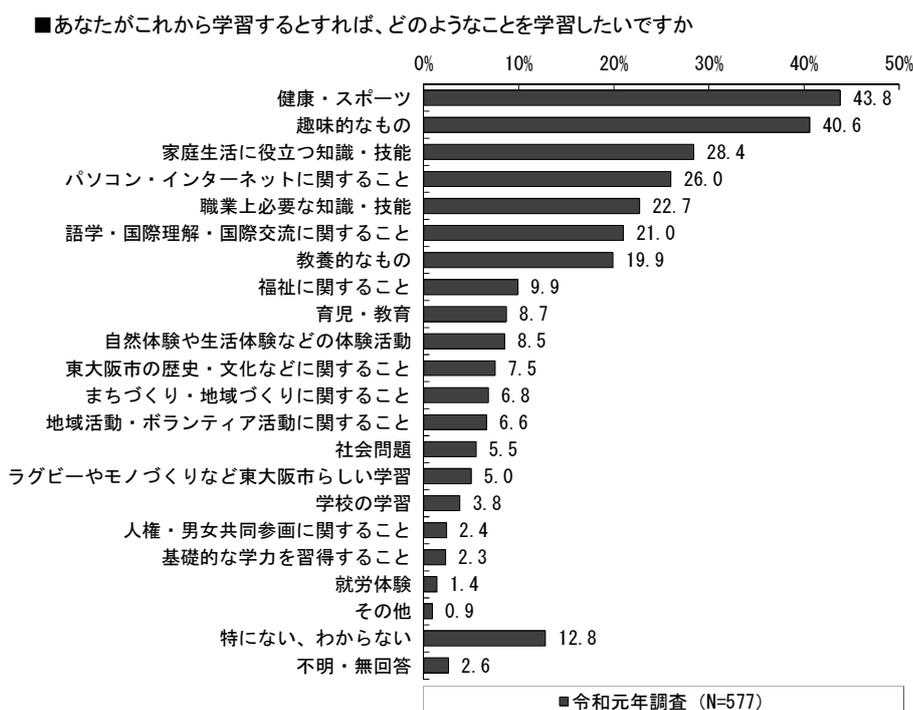
◆ 文化事業の推進

市民が多様な文化・芸術に触れることのできる機会を確保するとともに、継続的な文化・芸術活動に携わる市民を増やしていくため、各種の講座・教室等を実施し、文化活動に取り組む団体を支援します。

(3) 社会的課題に応える学習機会の提供

現状と課題

- ◇子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て関連講座や、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護予防事業等、多くの市民の生活上の必要に即し、社会的な課題でもある問題について、それぞれの地域で講座・教室等の学習の場を設けています。また、ひとり親や生活困窮者の就労に向けた学習支援等、特に支援を必要とする人の生活のニーズに即した学習支援に取り組んでいます。
- ◇人権や男女共同参画、環境問題、消費者問題、健康等の幅広い分野で、社会的に解決が求められる問題や、市民の権利に関する課題について、学習・啓発のための事業を実施し、市民の知識や意識の向上を図っています。
- ◇市民意識調査では、今後の学習希望について、健康・スポーツや趣味的なものをはじめとして、個人の楽しみや必要に応じた学習が上位となっており、まちづくり・地域づくりや社会問題、男女共同参画等の社会的な課題・問題に関するテーマは回答が少なくなっています。多くの人に学んでもらう必要があるにもかかわらず、学びたいと思う人が少ない社会的な課題に関する学習について、より多くの人に関心を持ってもらうための工夫が求められます。



施策の方向**◆ 市民の生活上の必要に即した学習機会の提供**

保護者を対象とした子育てに関する講座や、高齢者を対象とした介護予防等、市民の生活上の必要に即し、社会的な課題の解決にもつながるテーマについて、より多くの市民が学習・体験できる環境づくりを進めます。

◆ 就労に関する学習支援

若者や女性、ひとり親、生活困窮者等の就労に向けた学習を支援します。また、女性や高齢者の復職・再就職の増加や雇用の流動化が進み、個人のスキルアップが求められる近年の労働情勢を反映して、就職や仕事に関わる学習へのニーズが増加していることを踏まえ、幅広い市民の生活上の必要に即した課題の一つとして就労問題を取り上げ、学習機会の提供のあり方を検討します。

◆ 人権問題・社会問題に関する学習機会や情報の提供

人権問題や男女共同参画に関すること、環境問題、防災、消費者問題等の社会問題、健康・教育に関すること、まちづくり・地域づくりに関することなど、地域や社会での取組や解決が求められるテーマについて、学習機会の提供や啓発・情報発信を行い、幅広い市民の知識・意識の向上や具体的な活動につなげていくことをめざします。

◆ 学習成果を活かした参加・活動の場の提供

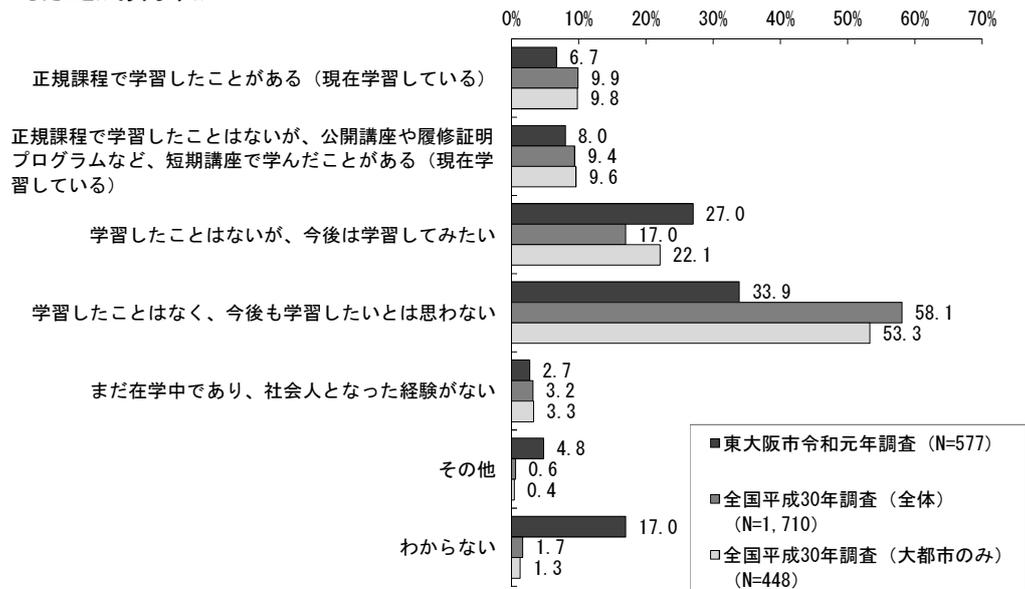
社会的な課題に関する学習については、幅広い市民の参加を得られるような事業の工夫を図るとともに、学習成果が具体的な活動につながり、継続的な学習・活動のきっかけとなるよう、地域の課題やニーズとのマッチングや、実際に活動する地域づくり・まちづくり団体やNPO等と連携した取組を図ります。

(1) 東大阪市の特徴を活かした学習・地域活動の促進

現状と課題

- ◇本市は、中小企業が数多く立地するモノづくりのまちとして知られており、また、ラグビーやウィルチェアスポーツへの取組に代表されるスポーツを通じたまちづくりにも取り組んでいます。こうしたまちの資源を活用した生涯学習の推進と同時に、そうした学習がまちづくり活動への参加につながるような取組が課題となっています。
- ◇本市は、鴻池新田会所や旧河澄家等に代表される数多くの文化財を有しており、埋蔵文化財センター（発掘ふれあい館）や郷土博物館等の学習施設を有しています。こうした本市の歴史的・文化的資源を積極的に生涯学習に活用し、文化財の保護と継承を市民とともに進めていくことが求められています。
- ◇本市と関係の深い6つの大学との連携による、東大阪市連携6大学公開講座を毎年開催しています。市民意識調査では、今後大学等での学習を希望する市民が全国調査と比較して多いことが示されており、リカレント教育の必要性が指摘される今日、多くの大学が立地する環境を活かした生涯学習の推進は、これまで以上に重要となっています。

■あなたは、学校を出て一度社会人となった後に、大学、大学院、短大、専門学校等の学校において学習したことがありますか



※全国調査は、平成30年に内閣府が実施した「生涯学習に関する世論調査」

施策の方向**◆ モノづくりについての学習機会の提供**

市内企業やNPO等と連携して、子どもや若者がモノづくりについて学び、体験する機会を提供します。また、本市の企業の技術や製品について、市民や来訪者が知り、体験できる機会の創出に努めます。

◆ 本市の資源を活かしたスポーツの振興

スポーツのまちとしての本市の資源を活かしたスポーツ体験機会の提供や、継続的なスポーツ活動への参加の支援を行います。また、スポーツ観戦やスポーツイベントの運営等、競技だけではない幅広いスポーツ活動への参加に向けた生涯学習機会の充実を図り、スポーツを通じたまちづくりを推進します。

◆ 文化財の保存と継承

本市の有する文化財について適切な調査と保存を継続して行うとともに、本市の文化財について知り、後の世代に継承していく取組により多くの市民の参加が得られるよう、文化財関連施設を中心に学習機会や情報の提供を行います。

◆ 大学と連携した生涯学習事業の拡充

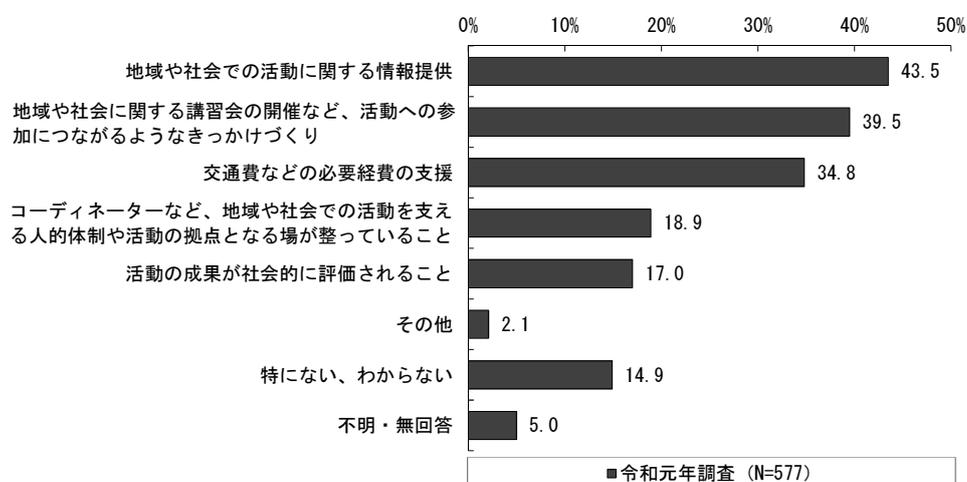
東大阪市連携 6 大学公開講座の更なる充実を図ります。また、大学独自の公開講座や市民のリカレント教育につながる社会人入学等についての情報提供、大学生との協働事業等、大学と連携した生涯学習事業の拡充を図ります。

(2) 各種市民活動の支援

現状と課題

- ◇本市では、NPOや市民活動の支援、また、人材育成を目的とした学習機会の提供に取り組んでいます。その他に、社会教育関係団体や文化団体、青少年関係団体等、市内で生涯学習関連事業を行う各種の団体の活動を支援しています。
- ◇行政が行う生涯学習支援は、その場限りの学習のみで終わるのではなく、参加した市民の継続的な学習や仲間づくり、学習成果を活かした地域活動・まちづくり活動のきっかけとなることで、より効果的な事業となります。これまで本市において十分な取組ができていなかった分野であり、今後の課題となっています。
- ◇各種の地域団体の担い手の高齢化や弱体化が課題となる一方で、子育て支援や高齢者支援、学校支援等、地域における様々な活動や支援の担い手となることのできる市民の育成は、大きな課題となっています。生涯学習を通じてこうした市民の自主的な活動の活性化を図っていくことが求められます。
- ◇市民意識調査では、多くの人が地域や社会での活動に参加するようになるために必要なこととして、「地域や社会での活動に関する情報提供」や「地域や社会に関する講習会の開催など、活動への参加につながるようなきっかけづくり」が上位となっており、生涯学習事業の担うべき役割が重要であることが示されています。

■多くの人が地域や社会での活動(ボランティアを含む)に参加するようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか



施策の方向**◆ 市民活動の担い手育成につながる生涯学習の推進**

様々な地域活動・まちづくり活動の立ち上げや参加のきっかけとなるような学習機会の創出に努めます。また、市民が組織的・継続的に活動を続けていくために必要となる知識等について学ぶ機会を提供し、その活動を支援します。様々な市民活動の活性化や担い手の増加につながることをめざした学習事業を推進するとともに、それらの運営において、市民や各種団体等と連携した取組の充実を図ります。

◆ 生涯学習に関わる各種市民団体の支援

社会教育関係団体・青少年関係団体・文化団体・子育てサークル・NPO等、市内で様々な形で生涯学習に関わる活動を行っている団体の支援を行います。

◆ 地域活動・まちづくり活動等に関する情報提供

市民が地域活動やまちづくり活動に参加するきっかけを提供できるよう、様々な活動団体やグループ・サークルの情報や、それぞれの団体が実施する事業や講座等について、情報の収集を進めるとともに、効果的な発信や情報提供の方策を検討します。

(3) 生涯学習推進における市民協働

現状と課題

- ◇生涯学習事業は行政だけが実施しているのではなく、市民の自主的な活動によるものや地域団体・NPO等が実施するもの、カルチャーセンターや習い事等の個人・企業等によるもの等、幅広く存在しています。この中で特に行政においては、民間では十分提供されない学習機会の提供や、誰もが生涯学習を行えるための環境整備が主に求められます。
- ◇幅広い市民のニーズに応える学習機会の創出については、行政単独での取組に限界があり、幅広い市民・企業や大学・NPO等との連携・協働が重要となります。近年では生涯学習支援における市民協働の取組が広がっており、本市においても公民分館やリージョンセンターにおいて、市民が中心となった講座企画が行われています。
- ◇生涯学習支援における市民協働を、今後、より積極的に推進していくことで、市民や各種団体が有する知識や専門性を公的な学習支援に活かすことができると考えられます。また、講座等での学習から継続的な学習や地域活動への参加につなげていくためには、その分野で活動するグループ・サークルや地域団体等との連携が不可欠となります。
- ◇代表的な社会教育関係団体の一つである子ども会は加入率が低下傾向にある一方で、教育コミュニティづくりの取組である地域教育協議会が、25中学校区すべてで実施されるなど、地域の教育力再生の動きも生まれています。引き続き、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、子どもの学びを支えるまちづくりを進めることが課題です。

施策の方向**◆ 市民主体の講座企画の充実**

公民分館をはじめとする市民が主体となって自主的に運営されている講座等について、内容の充実や参加の拡大に向けた支援の強化を図ります。

◆ 市民・企業や大学・NPO等の専門性を活かした学習機会の提供

市民講座講師登録制度（まちのすぐれもの）の積極的な活用と登録の拡大を図り、講座・教室等の実施にあたって専門性を有する市民の積極的な活用を図ります。また、他の自治体で事例のある市民公募型事業や、企業や大学・NPO等と連携した企画等について、研究を進め事業化を検討します。

◆ 生涯学習支援における市民協働の拡大

生涯学習出前講座について、行政だけではなく、生涯学習関連団体や専門性を有する市民・団体等を活用したメニューの充実を図ります。また、地域活動・まちづくり活動のきっかけとなる学習機会の提供についても、関係する団体等との積極的な連携・協働により、参加・活動する市民の拡大を図ります。

◆ 地域教育協議会活動の充実

地域の大人が中心となって子どもの学習や体験活動の場を提供するといった地域教育協議会活動の更なる充実を図り、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの形成を推進します。

第6章 計画の推進体制

1 総合的な体制づくり

副市長を本部長とし、関係各課が参加する「東大阪市生涯学習庁内推進本部」を全市的な生涯学習推進体制の核として位置付け、本計画を推進します。

また、生涯学習の推進は行政だけの役割ではないことに鑑み、幅広い市民・企業や大学・NPO等との連携・協働を進めることで、より効果的な計画の推進を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況については、毎年「東大阪市生涯学習庁内推進本部」を通じて全市的な状況を把握し、社会教育関係団体や学識経験者等が参加する「東大阪市社会教育委員の会議」に報告するものとします。「東大阪市社会教育委員の会議」において、市民や専門家の立場からの意見を計画の推進に反映させ、着実な計画の推進を図るとともに、社会情勢等を踏まえて必要に応じて施策・事業を見直すものとします。

3 評価指標

計画の進捗状況を把握するための指標として、分野別に次のような進捗評価指標を設定します。計画進捗の目安として経年で確認するものとしますが、各指標値の増減のみによって評価するのではなく、社会情勢や個別の状況等も踏まえながら、計画の効果的な推進につなげるための検討材料の一つとして活用します。なお、計画期間中に事業の改廃や社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて評価指標の項目や目標値を見直すものとします。

○リーディングプロジェクト

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)	担当室・課
(1) スポーツを通じたまちづくりの推進			
成人のスポーツ実施率	42.9%	65%	スポーツビジネス戦略課
ウィルチェアスポーツコート延べ利用者数	－(未設置)	5,100人	スポーツビジネス戦略課
(2) モノづくりの継承と学習機会の充実			
ビジネスセミナー開催補助事業参加者数	771人	800人	モノづくり支援室
東大阪市少年少女発明クラブ参加者数	496人	480人	モノづくり支援室
(3) 多様な主体との協働による学習支援と地域活動の促進			
NPO等育成講座参加者数(1回当たり)	14人	14人	地域活動支援室
公民分館における実施講座数	18件	20件	社会教育センター
市民講座講師登録制度(まちのすぐれもの)登録者数	56人	75人	社会教育センター

○基本方針1：すべての市民に開かれた学習環境の整備

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)	担当室・課
(1) 学習施設の整備と活用			
公民分館利用件数	27,885件	30,000件	社会教育センター
学校体育施設等開放事業の参加者数	624,000人	645,000人	青少年教育課
(2) 学習情報の提供			
「生涯学習」という言葉を聞いたことがあり内容も理解している市民の割合(市政モニターアンケート)	20.5% (市民意識調査参考値)	30%	社会教育課
(3) 学習支援の体制整備			
過去1年間に学習活動や体験活動を実施した市民の割合(市政モニターアンケート)	66.6% (市民意識調査参考値)	80%	社会教育課
手話通訳・育児サービスを受けられる講座・イベント数	51件	80件	関係各課

○基本方針 2：多様なニーズに応じた学習機会の提供

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 12 年度)	担当室・課
(1) 学校外教育の充実			
小学 6 年生の地域の行事に参加している割合 (学力・学習状況調査)	51.3%	60%	学校教育推進室
14 歳以下人口(各年度 9 月末時点住民基本台帳人口) 1 人当たりの児童書貸出件数	11.1 件	15.6 件	社会教育課
(2) 生きがい・社会参加につながる学習の場の充実			
講座・イベント参加者数の総人口(各年度 9 月末時点住民基本台帳人口) に対する割合	81.7%	91%	関係各課
社会教育センター登録団体数	83 団体	90 団体	社会教育センター
(3) 社会的課題に応える学習機会の提供			
教育・子育て講座参加者数の 14 歳以下人口(各年度 9 月末時点住民基本台帳人口) に対する割合	100.9%	125%	関係各課
人権・平和・男女共同参画に関する講座・イベント参加者数の総人口(各年度 9 月末時点住民基本台帳人口) に対する割合	8.9%	11%	関係各課

○基本方針 3：生涯学習を通じたまちづくりの推進

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 12 年度)	担当室・課
(1) 東大阪市の特徴を活かした学習・地域活動の促進			
体育館(総合体育館・東体育館・スポーツホール かがやき・市民ふれあいホール) 利用者数	690,000 人	759,000 人	市民スポーツ支援課
モノづくり教育支援事業参加者数	4,076 人	4,000 人	モノづくり支援室
大学連携講座参加者数	603 人	1,440 人	社会教育センター
(2) 各種市民活動の支援			
地域の活動やボランティア活動に参加したことの ある市民の割合(市政モニターアンケート)	48% (市民意識調査参考値)	60%	社会教育課
地域まちづくり活動助成団体数	15 団体	20 団体	地域活動支援室
市民活動情報サイト「スクラムはーと」登録団体数	151 団体	150 団体	地域活動支援室
(3) 生涯学習推進における市民協働			
市民文化芸術祭来館者数 (※令和元年度は中止)	10,550 人 (平成 30 年度)	10,000 人	社会教育センター
生涯学習出前講座実施件数(市全体)	1,043 件	1,400 件	社会教育課
地域教育協議会活動参加人数(延べ)	78,995 人	80,000 人	青少年教育課

※計画期間中の東大阪市の人口は減少が見込まれており、産業構造の変化も予想されることから、項目によっては目標値が基準値を下回る設定となっておりますが、いずれも施策の効果としては向上させていくことをめざすものです。

4 本計画に基づく進捗管理事業

本計画は、本市の生涯学習に関する取組全体を網羅する、総合的な指針として位置付けられています。そのため、本市の生涯学習に関する事業のうち、他の計画において主に位置付けられている事業を除くすべての事業が対象となります。中でも、以下の事業については、特に生涯学習に関連の深い事業として、本計画に基づく継続的な進捗管理を行う事業として位置付けます。なお、計画期間中に事業の改廃があった場合は、その都度担当室・課と検討した上で、進捗管理事業としての位置付けを見直すものとします。

○基本方針1：すべての市民に開かれた学習環境の整備

施策・事業	概要	担当室・課
(1) 学習施設の整備と活用		
児童文化スポーツセンター管理運営事業	子どもを対象とした、科学・文化・及びスポーツに関する各種事業及び教室を開催する。	青少年教育課
体育施設管理運営事業	総合体育館は、府内有数の規模の体育館として、全国大会をはじめとする大規模大会の開催や併設の屋内水泳プールでの全国規模の水泳大会の開催等を行う。東体育館では、本市2番目の規模の体育館として、東大阪市及び中河内主催クラスの大会が多く開催され、スポーツホール及び市民ふれあいホールも、それぞれ気軽に使える地域の教育文化・スポーツ施設として、各種大会や教室等を開催する。	市民スポーツ支援課
学校体育施設等開放事業	学校の体育施設等を地域住民に開放し、住民の自主的、自発的な体育、スポーツ・レクリエーション活動を促進するとともに、幼児、児童の健全育成の場として、住民の体力づくりを進め住民相互の連帯を増進する。	青少年教育課
図書館運営事業 (図書館利用促進)	市民の知的要求に応えるとともに、図書館に慣れ親しんでもらい、読書習慣を身に付ける機会として、読み聞かせ、お話し会等のイベントや講演会等を開催し、図書館利用啓発を図る。	社会教育課 (市立図書館)
図書館運営事業 (インターネット予約等サービス)	家庭からインターネットを介して本の予約及び自分の貸出資料の状況確認もできるインターネットサービス(蔵書予約等)の実施により、図書サービスの充実を図る。	社会教育課 (市立図書館)
図書館運営事業 (講座・研修会等の開催)	本についての知識やおはなし・読み聞かせの技術の取得を目的に講座・研修会の開催を行い、図書館のボランティアの育成や学校・幼稚園・保育所での活動や地域でのボランティア活動に資する。また、講演会等を開催し、市民の教養や知的好奇心に応じるとともに図書館利用を促進する。	社会教育課 (市立図書館)
公民分館管理運営事業	地域の団体・グループ活動の場、学習、会合等の場として、地域づくりの教育機関として、各公民分館が自主的・自治的に組織する各「公民分館運営委員会」により事業運営されている。	社会教育センター

施策・事業	概要	担当室・課
花園地域生涯学習ルーム管理運営事業	地域住民の生涯学習の場として、また地域と学校との交流の要として、地域の文化とコミュニティを育む拠点とすることを目的に開設。	社会教育センター
オーパススポーツ施設情報システム	電話・パソコンやスマートフォンから、いつでもスポーツ施設の利用申込や空き情報の確認ができるよう施設管理の一元化を行っている。抽選の自動化や利用料金の口座振替等、効率的な運用を進めている。	市民スポーツ支援課
市民多目的センター管理運営事業	会議・研修、ダンスやコーラス等のサークル活動、発表会・イベント開催等で利用可能な市民の生涯学習や文化活動の振興を目的とした貸館施設を指定管理者制度にて運営。	社会教育課
学校プール開放事業	社会教育の一環として学校のプールを地域の児童に開放し、監視指導員のもとで水泳を通じて体力、健康づくりを進め児童の健全な育成に資するもの。	青少年教育課
野外活動センター管理運営事業	生駒山の豊かな自然の中で、野外活動を通じて市民の自然保護意識の醸成及び青少年の健全育成を図るとともに、市民が充実した余暇活動を過ごすことができる場として開設。	社会教育センター
文化創造館事業	東大阪市の新たな文化芸術の創造発信拠点として、多彩な文化芸術に触れる機会を提供する。	文化のまち推進課
(2) 学習情報の提供		
生涯学習情報誌「まなびにトライ！」の発行	市民対象の市主催の講座等の情報や、市内大学等の公開講座について掲載した情報誌を発行し、主な公共施設に設置するとともに市ウェブサイトに掲載。	社会教育課
ウェブサイト運用事業	東大阪市のウェブサイトを作成し、市の情報を提供する。	広報課
市政情報番組提供事業	ケーブルテレビで東大阪市広報番組「虹色ねっとわーく」を放送。	広報課
市政だよりの発行	市政の現状や施策、予算、まちづくり計画等の他、暮らしに役立つ情報等、市民が生活を営む上で必要な情報を掲載し、発行。	広報課
男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」の発行	男女共同参画について理解と正しい認識を市民に深めるため、啓発記事やDV相談情報等を掲載した情報紙を発行。	多文化共生・男女共同参画課
東大阪コミュニティニュース発行補助金事業	東大阪市民のふれあいの輪を広める一環として、コミュニティ紙「ふれあい東大阪」の発行に対する補助。	地域活動支援室
中小企業情報提供事業	最新の施策情報等を多数の企業に情報提供するため、中小企業だよりを市内中小企業に配信。	産業総務課
消費者対策事業	消費生活センターだより「暮らしのスクラム」の発行。	消費生活センター
東大阪市大学連絡協議会	東大阪市と大学間の連携を深め発展を図ることを目的とし、市民と大学、大学間、大学と行政の交流を推進する。	公民連携協働室
学習支援サイト	生涯学習に関する情報を一元化し、多彩なプログラムの中から学びたい情報へ簡単にアクセスできるシステムとして、学習支援サイト「まなび・スポーツ」を市ウェブサイト内に開設。	社会教育課
生涯学習出前講座	市民が生涯にわたりいつでもどこでも自主的・自発的に学習に取り組めるよう、市民の要望に応じて市職員等を講師として派遣する出前講座を庁内連携により実施。市民等の多様な学習ニーズに応えるとともに、学習意欲の向上を図る。	社会教育課

施策・事業	概要	担当室・課
おおさかふみんネットの開催	大阪府・府内市町村が実施する広域連携生涯学習事業。東大阪市・八尾市・柏原市で構成された中河内ブロックで、生涯学習の推進を行う。	社会教育課
多文化共生情報プラザ事業	すべての市民が日本語能力にかかわらず行政サービスにアクセスし、安定して暮らすことのできる環境づくりをめざし、各種情報提供・相談業務を行う。また、市民一人一人が、見識豊かで多様な文化を認め合う国際人としての意識を高められるよう、啓発を推進する。	多文化共生・男女共同参画課
(3) 学習支援の体制整備		
国際識字年推進事業	非識字克服・啓発のための次の事業を展開。よみかき教室、国際識字デー・市民のつどい、識字展等の開催、協力団体への補助等。	社会教育課
日本語教室開催事業	ボランティアと学習者がペアになり日本語学習を実施。	多文化共生・男女共同参画課
障害者社会参加促進事業	各種講座、スポーツ・レクリエーション活動等を通じた障害者等の体力増強、交流、余暇等社会参加の促進、手話通訳や要約筆記により聴覚障害者のコミュニケーション支援を行うためのレベルアップ教室の実施、障害の有無にかかわらず参加できるイベントとして「ふれあいのつどい」の開催等を行うとともに、障害者や高齢者をはじめ、子ども、妊婦等すべての人々が安心して暮らせるまちづくりを進める。	障害施策推進課
障害者センター館内外活動	社会との交流の機会の場を提供するために、障害者を対象とした施設見学やレクリエーション等の館内外活動を実施。	障害者センター 【長瀬・荒本】
東大阪市社会教育委員の会議開催	社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じた意見具申、これらを行うために必要な研究調査を行う。この会議にて生涯学習の効果的な推進を図り、継続していく。	社会教育課
東大阪市生涯学習庁内推進本部・幹事会の開催	生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、主に本市課長級職員等を対象とした幹事会を開催。	社会教育課

○基本方針2：多様なニーズに応じた学習機会の提供

施策・事業	概要	担当室・課
(1) 学校外教育の充実		
青少年育成推進事業	青少年健全育成強調月間にかかる諸事業の実施。家庭教育の手引きの作成・配布。青少年健全育成キャンペーンの実施。	青少年教育課
青少年センター教室活動経費	青少年の学習活動の推進を目的とし、文化教養を高めるための各種教室を開催。	青少年センター 【長瀬・荒本】

施策・事業	概要	担当室・課
小中学校における体験学習	子どもの「生き方」にかかる、職業観・勤労観を育成するために、小学校では、商業に結びつくキッズマートや米づくり等の体験学習、工場等の社会見学、職業人からの聞き取り学習を行う。中学校では、職業調べ、様々な職業人の話を聞く学習（キャリアデイ）、実際の事業所での職場体験学習等を実施。専門的かつ先進的な研究に触れ、高等教育に対する関心を高めるとともに、キャリア発達を促すことをねらいとして、大阪大学医学部等における体験学習を実施。	学校教育推進室
中学校友の会活動事業	中学生の健全育成と自主的な学習習慣の形成のため、学習会や学習方法の相談等を実施。	青少年センター 【長瀬・荒本】
高校友の会活動事業	高校生の健全育成に寄与するため、学習会や自主的組織活動の助成を実施。	青少年センター 【長瀬・荒本】
文化芸術推進事業	中学校・高等学校音楽系部活動(吹奏楽部、合唱部、ギター・マンドリン部、軽音楽部)に所属する生徒を対象にプロオーケストラ(関西フィルハーモニー管弦楽団)の招待コンサート及び演奏指導を実施。平成30年度(2018年度)から小学校・中学校等に芸術家を派遣することにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力等を養い、学校における福祉教育、障害者理解教育の充実を図ることをねらいとして、文化芸術推進事業における車いすダンス公演を実施。	学校教育推進室
在日外国人教育研究協議会補助金	人権尊重の精神に基づいた教育を確立するため、さらに今日的な国際化の進展をふまえ、国際理解を深めることを目的として、研究と実践に努めている。在日韓国・朝鮮人の子どもをはじめ、市立学校園には多数の外国籍の子どもたちが在籍している中で、在日外国人教育の推進により国際理解を一層進め、「人権と共生の世紀」である21世紀に相互の人権を大切に、共に生きる市民の育成に取り組む。	人権教育室
青少年対策事業	青少年対策地区活動、すこやかテレホン事業、環境浄化活動事業、青少年非行化防止活動事業、小学生スポーツ大会等を実施。	青少年教育課
青少年指導員活動経費	青少年指導員が地域・市・大阪府の行事にも参加しながら資質の向上・連携を図り青少年の健全育成に寄与している。	青少年教育課
青少年センター周辺地域交流事業	イベント事業、図書事業、情報発信事業、周辺地域交流活性化事業、子育て支援事業等を実施。	青少年センター 【長瀬・荒本】
青少年センター子ども会活動経費	低学年育成事業、高学年育成事業、アリランの会、夏期合宿等を実施。	青少年センター 【長瀬・荒本】
教育講演会	市民を対象とした、時局にあわせた教育や子育てに関する講演。	教育センター
(2) 生きがい・社会参加につながる学習の場の充実		
労働福祉増進事業	市内の中小零細企業に働く勤労者・市民を対象に、勤労市民センターにおいて、ゆとりの時間、生活の豊かさを実感し、健康・文化・教養・趣味等を充実させる講座や、勤労者のスキルアップを図る講座を実施。	労働雇用政策室

施策・事業	概要	担当室・課
障害者センター創作活動	障害者の社会参加と生きがいづくりの一環として、絵画教室、お菓子作り教室、トールペイント教室等を実施。	障害者センター 【長瀬・荒本】
老人センター趣味教養教室事業	高齢者を対象とした趣味・教養の教室活動の場を提供し、交流を通じて生きがいある生活の持続を図る。	高齢介護課（老人センター）【八戸の里・長瀬・荒本】
老人センター行事事業	各教室・同好会活動を支援するとともに、成果の発表の場の提供や館外活動事業等を実施。	高齢介護課（老人センター）【八戸の里・長瀬・荒本】
老人センター生涯学習事業	高齢者の交流や生きがいづくり、健康増進、地域交流、世代間交流を目的とする各種事業、講座・教室、クラブ活動等の実施。	高齢介護課（老人センター）【高井田・五条・角田総合】
シニア地域活動実践塾（悠友塾）	高齢者が健康でより豊かな生きがいのある生活を送ることができるよう、楽しく集い、学び、語らい、行動するという機会と場を提供し、講座で得たものを身近な地域社会で役立てていき日常生活をより充実したものにしていくことを目的とする。	高齢介護課（角田総合老人センター）
ブックスタート事業	ブックスタートは、絵本を介して親子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるものである。乳幼児健康診断を利用して絵本等を渡し、ボランティアの方及び図書館職員等が読み聞かせを行う。	社会教育課 （市立図書館）
市民講座事業	体操系の講座や人気のスマホ教室の他、親子参加の企画や歴史探訪等の伝統や人気に支えられた講座、また終活に関わる講座等、幅広い年代を対象に親しみを持ちやすい講座を実施。	社会教育センター
市民美術センター事業	特別展、企画展の開催、美術講演会、講座の開催、ロビーコンサートの開催等。また、夜間の開館にあわせてコンサートや絵画等の展示、ライトアップの演出等、市民美術センターをPRしながら市民に広く文化芸術に親しんでもらうことを目的としたイベントを実施。	文化のまち推進課
文化のまち推進事業	無料コンサートや、伝統芸能である狂言を体験してもらう狂言ワークショップ等を実施するなど、市民に文化に触れる機会を提供する。	文化のまち推進課
人権文化センター地域交流促進事業	生活文化の向上や生涯学習、市民交流の一環として、各種講座等を実施。	人権文化センター 【荒本・長瀬】
（３）社会的課題に応える学習機会の提供		
薬事業務 （薬物乱用防止啓発事業）	薬物乱用防止啓発を印刷した割り箸を作成し、コンビニエンスストアで配布することにより、就学期間を終了した若年層等に対する啓発事業を実施。	環境薬務課
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援の中核施設と位置付け、自由来所、育児相談、講座、講演会、子育てサークルの育成・支援、子育て情報の提供など様々な事業を行うとともに、子育て支援を地域全体で見守り支えていくための人材育成や、ネットワークづくりを行う。	施設給付課 （保育課）
東大阪市消防局防災学習センター事業	防災についての知識を、実際に体験しながら楽しく学習する。	消防局警防部予防広報課

施策・事業	概要	担当室・課
異年令児交流事業 (公立分)	公立保育所が在宅で子育て中の家庭を対象に、園庭開放や地域住民と親子の交流促進を図るためのイベント等を実施。	施設給付課
難病講演会	身体的、精神的、経済的負担が大きい難病患者及び家族に対し、疾病や療養に関しての知識の普及を図る。	健康づくり課（東・中・西保健センター）
こころの健康講座	広く市民及び精神障害者を支える地域の支援者に、こころの健康や精神障害についての正しい知識を普及・啓発し、心身ともに健康な生活を考える機会を提供する。	健康づくり課（東・中・西保健センター）
薬事業務 (医薬品適正使用啓発事業)	医薬品等の適正使用、保管管理等に関する正しい知識を広く周知するため、健康フェスタや保健所ウェブサイト等を利用し、中・高・大学生を含む一般市民に対し啓発活動を実施。また、薬物乱用の実態が低年齢化する状況を受けて、小学生を対象とした医薬品の適正使用を通じた乱用防止教育を実施。	環境薬務課
老人センターシルバーボランティア推進事業	シルバーボランティア活動者に活動の場を提供することにより、利用者間の交流を図るとともに生きがいを持って社会に貢献できる人材の育成を行う。	高齢介護課（老人センター）【高井田・五条・角田総合】
老人センター介護予防事業	高齢者の健康増進を図り、介護予防の啓発・普及を行うとともに、ボランティアの育成等を行う。	高齢介護課（老人センター）【八戸の里・長瀬・荒本・五条・高井田・角田総合】
環境啓発推進事業 (環境教育出前講座)	市内にある保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校、市内自治会、市民団体等を対象に地球温暖化対策・循環型社会の形成・環境への負荷の低減・「ごみ」の削減に関する出前講座を実施。	循環社会推進課
就活応援窓口事業	ヴェル・ノール布施4階の就活ファクトリー東大阪において、同フロアのハローワーク布施や布施子育て支援センターと連携しながら、若者や女性を対象に、キャリアカウンセリングやスキルアップセミナーを通じて就労を支援する。	労働雇用政策室
ひとり親家庭の親のための就業支援講習会事業	ひとり親家庭の親が、就業に際して必要な技能習得や、より良い就業に就くためのキャリアアップ等を目的として、就業支援講習会を実施。	子ども家庭課
自立支援教育訓練給付金	就職に結びつく可能性の高いと思われる指定した講座(教育訓練給付講座)を受講した場合に、受講料の6割相当額(上限20万円)を支給する。	子ども家庭課
高等職業訓練促進給付金等	市の指定する就職に有利な資格、経済的自立に効果的な資格の取得をめざし、1年以上修学する場合に、養成訓練の受講期間において生活の負担の軽減を図るため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金を受講終了後に支給する。	子ども家庭課

施策・事業	概要	担当室・課
人権啓発事業	社会の国際化、情報化の進展に伴い、同和問題、障害者問題、在日外国人問題、男女平等問題など様々な人権問題が課題になる中、地域、保護者、児童生徒に対して、人権尊重の精神の涵養のための啓発活動や教育を行うことが大切である。そのため、参加者にとって主体的に学ぶことができる環境での研修会や学習会など具体的な活動を行う。	人権教育室
人権啓発事業	憲法週間行事・人権週間行事・人権尊重のまちづくり強化月間事業・親と子の人権教室・市民人権講座・その他の事業を展開し、人権意識の普及高揚を図る。	人権啓発課
人権啓発関係団体補助事業	市民の草の根活動として人権問題及び差別の解消のための啓発活動を実施している東大阪市人権啓発協議会及び、人権擁護のための啓発活動を実施している東大阪市人権擁護委員会の活動に対して補助金を交付。	人権啓発課
男女共同参画センター事業（講座等の開催）	男女共同参画社会の推進に向け、多様化する社会情勢を考慮し、女性の就業支援や能力開発、地域の人材育成等、市民ニーズにあった内容の講座を実施。	多文化共生・男女共同参画課
平和事業	非核「平和都市宣言」の趣旨に基づき、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、『東大阪市平和のつどい』をはじめ、平和に向けた事業を行う。	人権啓発課
食品衛生業務（消費者対策事業）	地域に直接出向き、食中毒予防「出前衛生講習会」を実施。	食品衛生課
消費者対策事業	消費生活に係る教育・啓発事業を行うことにより、消費者被害の未然防止を図る。消費生活講座（くらしの情報セミナー、出張講座）、消費生活展、消費者問題講演会の開催や消費者自立支援事業委託等を実施。	消費生活センター
応急手当普及啓発事業	応急手当を普及啓発し、救命講習を広く市民に受講してもらい、「救命の連鎖」における「心停止の予防」を周知し、救急現場にいる市民が講習会で学んだ「早期認識と通報」「一次救命処置」を行うことによって救命率の向上をめざす。	消防局警防部警備課
食育推進事業	食を営む力を育む食育の推進に向け、東大阪市食生活改善推進協議会や東大阪地域活動栄養士会等の食育関係団体との協働開催や食育月間キャンペーン事業等を実施し、食育を実践する市民の増加につなげる。	健康づくり課（東・中・西保健センター）
東大阪市食生活改善推進協議会	東大阪市食生活改善推進協議会に入会した人を対象に、市民に対して栄養改善の普及啓発を図れるよう、研修と活動支援を行う。	健康づくり課（東・中・西保健センター）

施策・事業	概要	担当室・課
朝鮮文化に親しむ東大阪子どもの集い	在日韓国・朝鮮人及び朝鮮にルーツのある子どもたちの民族的な自覚や誇りを育てることを大きな目標として開催する。また、すべての子どもたちが本名を呼び名のとともに互いのちがいを認め、尊重し合う豊かな人権感覚や国際的な視野にたった友好の資質、態度を育む。学校園においては本事業を通して民族的な文化を交流し、国際理解教育の一層の推進を図る。その中でSDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」に示されている「2030年までに(中略)文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通してすべての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」の実現をめざす。	人権教育室
在日外国人教育推進事業	母国語学級の設置・支援を行う。母国語学級は、本市に多数在籍する在日韓国・朝鮮人児童・生徒が民族的自覚や誇りを高めるとともに、安心して学ぶことができるよう、学校目標及び指導計画にのっとり、課外活動として実施する。また、「人権と共生」といわれる21世紀を生きるすべての子どもたちに国際理解教育の取組を通じて、多文化共生社会の一員としての資質・能力を育む。	人権教育室
健康づくり教室	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及と自らの健康の保持増進に努めるという認識を持つことを目的として、疾病別、健康増進等の各種健康づくり教室を実施。	健康づくり課(東・中・西保健センター)
幼年女性防火委員会事業	市民に対する防火・防災広報活動を通じ学習する。	消防局警防部予防広報課
介護予防事業	高齢者が介護を要する状態となることを予防するため、体力の維持・向上、認知症予防、栄養改善等を目的とした事業を展開している。また、高齢者が生きがいを持って活動的な生活を送ることを支援するため、地域活動組織への支援・協力、ボランティアの育成等を行う。	健康づくり課(東・中・西保健センター)
児童虐待防止事業	東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置、運営。11月を子ども虐待防止月間と定め、虐待の未然防止に向けた啓発活動を実施。	子ども相談課 地域支援課
みんなでマタニティ教室(両親学級)	妊婦とそのパートナー、祖父母を対象に、沐浴体験、育児に関すること、乳幼児揺さぶられ症候群等について学び、家族で助け合い、子育てができるような支援を行う。	母子保健・感染症課
自殺予防啓発研修会	地域の自殺予防及び啓発に必要な知識を学習し、地域住民一人一人が自殺予防と人権擁護の担い手となるよう支援する。	健康づくり課(東・中・西保健センター)

○基本方針3：生涯学習を通じたまちづくりの推進

施策・事業	概要	担当室・課
(1) 東大阪市の特徴を活かした学習・地域活動の促進		
創業促進インキュベーション支援事業	クリエイション・コア東大阪内の「インキュベーションルーム」に新事業創出の目的で入居する企業の家賃を補助するとともに、これらの企業が商談や企業間交流等が可能となるスペースを設ける。	モノづくり支援室
学校運動部活動等補助職員配置事業	「ラグビーのまち」東大阪において、ラグビーの魅力を普及させるとともに、中学校ラグビー部の活性化を図るため、専門職嘱託を配置し、ラグビーの技術指導及び体育授業補助を行う。	学校教育推進室
異業種交流促進事業	市内の異業種交流グループ間の情報交換や交流を図る目的で結成された東大阪市異業種交流グループ連絡協議会の活動を支援することにより本市産業の活性化を図る。	モノづくり支援室
ビジネスセミナー開催補助事業	市内中小企業者の人材育成を積極的に推進し、新分野進出や業務改善、後継者育成等を図るため、ビジネスセミナー開催を補助する。	モノづくり支援室
文化のまち推進事業	司馬遼太郎記念館や周辺資源等を活用し、文化施設マップの作成等、「文化のまち」を市内外にアピールする事業を実施。名誉市民の称号を井山裕太氏に贈呈したことを機に、囲碁の対局や体験等を通じて、囲碁に触れ、親しむ場をつくることで、本市の文化振興をめざす事業を実施。	文化のまち推進課
東大阪市少年少女発明クラブ	次代を担う子供たちにモノづくりの楽しさを知ってもらうため、小学5年生から中学2年生を対象にしたモノづくり教室を市立産業技術支援センターで開催。	モノづくり支援室
モノづくり教育支援事業	「モノづくりのまち東大阪」の理解と総合学習の観点から、NPO及び市内企業の協力により、市内小学生を対象としてモノづくりの楽しさを知ってもらい、将来の東大阪を担う人材の育成を行う。	モノづくり支援室
郷土博物館管理運営事業	郷土文化や歴史の理解促進に向け、各種の資料展示、講座、考古学教室、史跡ハイキング等の普及、啓発事業を行う。	文化財課
鴻池新田会所管理運営事業	国史跡及び重要文化財に指定された鴻池新田会所を、年間を通じ一般公開し、関係資料の展示、イベントの実施、貸室事業を行う。	文化財課
指定文化財保存事業	市内に所在する国・府・市指定文化財を後世に保存継承するため、所有者等より要望のあった保存事業について、東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱に基づいて補助金を交付することにより、指定文化財の保存と所有者等の保護意識の向上を図る。また、有形文化財の調査事業による市指定文化財の認定も進める。	文化財課
文化財啓発事業	文化財の保護と啓発を図るため、近畿大学に市内の文化財の調査研究を委託して行う。	文化財課

施策・事業	概要	担当室・課
埋蔵文化財センター管理運営事業	発掘調査の拠点としての役割と収蔵施設の役割を持つ埋蔵文化財センターにおいて、広く市民等を対象に発掘調査速報展や講演会等を実施するとともに、小中学生を対象とした勾玉づくり等の参加型体験学習を実施する。また、小中学校を対象とした市職員等による出前授業も行う。	文化財課
旧河澄家管理運営事業	旧河澄家は江戸時代の庄屋屋敷であり、また上田秋成来訪の遺構である奥座敷「棲鶴楼」や樹齢約500年のカヤの木を有し、市の民俗文化財、史跡、天然記念物に指定されている。この貴重な文化財を歴史探訪の道の案内休憩拠点や古民家を利用した体験学習事業、貸室事業等に広く活用を図る。	文化財課
市民スポーツ祭典	市民を対象とした各種スポーツの集い、体力測定を実施。	市民スポーツ支援課
市民チャレンジ登山	生駒山（府民の森）を利用して、初級（約11km）、中級（約16km）、上級（約22km）と距離に応じたコースを設定し、参加者の脚力、体力に応じた登山体験の機会を提供する。	市民スポーツ支援課
市民ゲートボール大会	東大阪市民ゲートボール大会への補助事業。	市民スポーツ支援課
市民グラウンド・ゴルフ大会	東大阪市民グラウンド・ゴルフ大会への補助事業。	市民スポーツ支援課
クロスカントリー競走大会	クロスカントリー競走大会への補助事業。中学生から大人までグループ別に各コース2、3、5kmでレースを行い、参加者の体力向上と青少年の健全育成を図る。	市民スポーツ支援課
ラグビー普及啓発事業	「ラグビーのまち東大阪」を標榜する本市において、ラグビーが市民に愛されるとともに、ラグビーを通じた健康増進等を推進するため、市内小学校におけるタグラグビー授業や中学生ラグビー大会の開催等、ラグビーにふれるきっかけづくりやラグビーへの理解を深める事業を行う。	花園ラグビー場活性化推進課
ウィルチェアスポーツ推進事業	障害の有無や年齢、性別の違いにかかわらず誰でも共に楽しむことができるインクルーシブなスポーツとしてウィルチェア（車椅子）スポーツを推進するために、ウィルチェアスポーツ専用の屋外施設であるウィルチェアスポーツコートを新たに整備した。	スポーツビジネス戦略課
史料等の調査整理関連業務	文化財課が保有する史料を大学が調査研究し、市民に対して歴史講座や展示会等を通じてその成果を普及啓発する。	文化財課
東大阪市連携6大学公開講座	本市が連携する6つの大学から派遣された講師が、事前に協議して設定されたその年の共通テーマに基づいて、それぞれの専門性を活かした講演を行う連続講座。	社会教育センター
（2）各種市民活動の支援		
文化団体活動補助事業	市内文化団体の中核として、市民文化の発展・振興に寄与し、積極的に文化事業を推進している「東大阪市文化連盟」への活動補助。	社会教育センター

施策・事業	概要	担当室・課
文化振興事業	市内文化団体の中核である「東大阪市文化連盟」が主催する「東大阪市文化のつどい」は、「舞台部門」・「展示部門」で構成される文化イベントで、市の委託事業となっている。加盟各団体の文化芸術活動の発表の場であり、来場者にとっても伝統文化・芸能鑑賞の場となっている。	社会教育センター
老人センター高齢者地域 支え合いセンター事業	元気な高齢者が地域でまちづくりやボランティア活動等を通して、いきいきと活動するとともに、助け合い、支え合う地域社会づくりを推進するための事業を展開する。	高齢介護課（老人センター）【高井田・五条・角田総合】
食生活改善推進員養成講座	東大阪市食生活改善推進協議会会員を養成するための講座を国の指針に基づいた内容で実施。	健康づくり課（東・中・西保健センター）
NPO等活動基盤強化事業	NPO法人や市民活動団体の組織及び活動の基盤を整え強化していくため、設立運営や市民活動に関する相談、情報発信、団体間の連携促進を積極的に行うとともに、NPO法人等の団体に対する事業企画・組織運営のための講座を開催。	地域活動支援室
緑化ボランティア育成業務	市内で活躍する緑化ボランティアリーダーを養成するため、花や緑の知識や緑化技術の習得を目的とした「緑化ボランティア入門講座」や「園芸スキルアップ講座」を実施。	みどり景観課
多文化共生補助金事業	地域住民の主体的な取組により、国籍や民族等の異なる人々が交流及び情報交換を通じて互いの理解を深めるもので、市民への多文化理解の推進及び多文化共生の意識啓発を行う事業に対して補助金を交付。	多文化共生・男女共同参画課
東大阪市民会議開催事業	住みよいまちづくりをめざす市民的な運動を推進することを目的に開催される東大阪市民会議の開催。	地域活動支援室
東大阪市豊かな環境創造 基金活用事業	市内を活動拠点とし、環境教育、環境改善活動等を実施する団体等に対し、補助金を交付している。審査部会での書類及び活動内容発表会の審査によって交付団体を決定し、市民自らの手により市域の環境をよくしていく。	環境企画課
防災対策事業	災害の予防及び災害時の被害を最小限とするため、防災訓練、勉強会等自主防災組織の活動・育成に対して補助金を交付。	危機管理室
青少年関係団体補助金事業	少年補導活動補助事業、スカウト活動補助事業、青少年活動補助事業（中学生ソフト）、青少年指導活動補助事業を実施。	青少年教育課
子育てサークル支援事業	子育てサークルの育成支援、活動支援を行うため、公立保育所が中心となって各地域で子育てのつどいを開催しているほか、保育士、保健師の派遣、遊具や教材等の貸出し、保育所、子育て支援センターで活動の場所提供等を行っている。また、子育てサークル記念品事業として東大阪市の登録している子育てサークルに記念品を配布する。	施設給付課（保育課）
P T A 活動補助事業	児童・生徒の健やかな成長を図るため、単位P T A相互が連絡・連携し、進んで地域社会と協力することで本市の教育の発展に寄与することを目的とした活動を行っている東大阪市P T A協議会の事業に対して補助金を交付。	社会教育課

施策・事業	概要	担当室・課
家庭文庫育成事業	図書館から離れた地域で自宅等を開放し家庭文庫を運営するボランティアに対して図書等（紙芝居の舞台等）の貸出支援を行う。	社会教育課 （花園図書館）
地域まちづくり活動助成事業	地域のまちづくり活動を進めてもらうために、市内に活動拠点を置く市民活動団体が実施する、まちづくりにつながる活動に対して助成を行う。団体の活動歴、活動レベル、活動内容に応じて、2種類の助成金を設定している。	地域活動支援室
地域婦人団体協議会補助金事業	地域婦人会が連携し、女性の地位向上を促進するとともに、地域の課題を捉え、福祉増進や地域コミュニティの実践活動をしている「東大阪地域婦人団体協議会」への活動補助。	社会教育センター
東大阪市民ふれあいまつり補助金事業	東大阪市民ふれあい祭り開催に対する補助事業。	地域活動支援室
市民活動拠点整備事業	市民活動情報サイト（愛称：スクラムは〜と）を開設・運営し、市民活動団体の情報を集約・発信するとともに、団体間の交流や協働を促進する。	地域活動支援室
（3）生涯学習推進における市民協働		
市民講座講師登録制度 （まちなすぐれもの）	文化・スポーツ・芸術活動等の様々な活動を行っている市民を市民講座の講師として登録し、学習の成果を他の学習者へ伝える。	社会教育センター
図書館運営事業 （ボランティアと連携した図書館運営）	地域における読書活動を推進していく上で、図書館ボランティアの存在は非常に重要な役割を担っている。市民ボランティア団体等と連携し、知識や技術を習得できるような活動支援を行い資質の向上を図るとともに、市民が読書に親しむ機会と場の提供に努める。	社会教育課
総合的教育力活性化事業	地域教育協議会を設置することにより、学校、家庭、地域が協働し、地域の教育力の再構築を図り、地域社会あげての様々な取組を通じて、学校教育や地域における豊かな人間関係を構築し、子どもたち一人一人が自己実現できるよう支援し、「生きる力」を育むことを目的として実施する。	青少年教育課
リージョンセンター公民協働事業	各市民プラザを拠点に、本市と市民が協働して行う事業に対して助成金を交付することにより、地域の特性を生かしたまちづくりを推進する。	地域活動支援室
リージョンセンター企画運営委員会連絡会運営事業	各リージョンセンター企画運営委員会と市、あるいは委員会間の情報共有を目的として、原則年4回開催。さらに必要に応じて、広報部会等の専門部会も開催。	地域活動支援室
市民文化芸術祭事業	子供からお年寄りまでの文化交流の場として、また市民文化向上の場として「東大阪市民文化芸術祭」を開催する。市民文化は市民自らが企画・運営を行っていくという見地から、公募を基本とした市民参加・協働による実行委員会方式を採っている。	社会教育センター
文化芸術人材バンク事業	東大阪市内で文化芸術活動を行う団体及び個人の情報を集積し、市民に人材の情報を公開及び周知することにより、市民が文化芸術に親しめる環境づくりを図るとともに、人材に活動の場を提供し、本市文化芸術振興に寄与する。	文化のまち推進課

資料編

1 計画の策定経過

日程	会議等	議題等
令和元年 8月21日(水)	令和元年度 第1回生涯学習庁内推進本部・ 第1回幹事会合同会議	・現行計画の総括について ・新計画の策定方針について ・市民意識調査の調査票について
令和元年 9月24日(火)	令和元年度 第3回社会教育委員の会議	・諮問 ・現行計画の総括について ・新計画の策定方針について ・市民意識調査の調査票について
令和元年 11月6日(水)	「生涯学習推進計画策定に関する団体調査」の実施 (11月20日(水)まで)	
令和元年 11月11日(月)	「東大阪市の生涯学習に関する市民意識調査」の実施 (11月26日(火)まで)	
令和2年 2月13日(木)	令和元年度 第2回生涯学習庁内推進本部 幹事会	・市民意識調査結果について ・計画骨子案について
令和2年 3月3日(火)	令和元年度 第4回社会教育委員の会議 (書面開催)	・市民意識調査結果について ・計画骨子案について
令和2年 5月25日(月)	令和2年度 第1回生涯学習庁内推進本部 幹事会(書面開催)	・計画素案(第5章まで)について
令和2年 5月25日(月)	令和2年度 第1回社会教育委員の会議 (書面開催)	・計画素案(第5章まで)について
令和2年 7月6日(月)	令和2年度 第2回生涯学習庁内推進本部 幹事会	・計画素案(第6章まで)について
令和2年 7月28日(火)	令和2年度 第2回社会教育委員の会議	・計画素案(第6章まで)について
令和2年 10月5日(月)	令和2年度 第3回社会教育委員の会議	・計画素案(全体)について
令和2年 10月19日(月)	令和2年10月 教育委員協議会	・第四次東大阪市生涯学習推進計画素案について

日程	会議等	議題等
令和2年 10月30日(金)	令和2年度 第1回生涯学習庁内推進本部・ 第3回幹事会合同会議	・計画素案(全体)について
令和2年 12月1日(火)	第四次東大阪市生涯学習推進計画素案についてのパブリックコメントの実施 (令和3年1月4日(月)まで)	
令和3年 1月13日(水)	令和2年度 第4回庁内推進本部幹事会	・パブリックコメント等意見結果について ・計画素案について ・計画概要版案について
令和3年 1月18日(月)	令和2年度 第4回社会教育委員の会議 (書面開催)	・パブリックコメント等意見結果について ・計画素案について ・計画概要版案について ・答申文案について
令和3年 1月27日(水)	社会教育委員の会議より、第四次東大阪市生涯学習推進計画について、教育委員会に答申	
令和3年 2月5日(金)	令和2年度 第2回生涯学習庁内推進本部・ 第5回幹事会合同会議	・パブリックコメント等意見結果について ・計画素案について ・計画概要版案について
令和3年 2月15日(月)	東大阪市教育委員会令和3年 2月定例会	・第四次東大阪市生涯学習推進計画策定について
令和3年3月	市長決裁(計画策定)	

2 東大阪市社会教育委員に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、東大阪市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、委員に特別の理由があるときは、前2項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則(略)

3 東大阪市社会教育委員の会議運営要綱

(趣旨)

第1条 東大阪市社会教育委員に関する条例第5条の規定に基づき、社会教育委員の会議の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 社会教育委員の会議（以下「会議」という。）に議長と副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は委員の互選による。
- 3 議長は会議を招集しこれを主宰する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議の成立)

第3条 会議は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。ただし、同一の案件について、再度招集してなお過半数に達しないときはこの限りではない。

(議事)

第4条 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否が同数のときは、議決を保留し、次回改めて審議する。

- 2 緊急な事項については、議長の決するところによる。

(幹事会)

第5条 会議の中に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は議長が指名する。
- 3 幹事会は次の職務を行う。
 - ①社会教育に関する諸計画を研究検討する。
 - ②教育委員会よりの諮問事項について検討調整を行う。

(決議事項の処理)

第6条 教育委員会の諮問についての審議の結果については、議長が教育長を経て教育委員会に答申する。

(細目等)

第7条 この要綱で定めるもののほか、会議に必要なことは、会議に諮って定めることとする。

- 2 委員は、次の各号に該当するときは、会議でその旨の報告をしなければならない。
 - ① 教育委員会に対して、助言しまたは意見の具申をした場合。
 - ② 青少年に関し、助言又は指導を与えた場合。

(会議の公開)

第8条 会議の公開について必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

4 東大阪市社会教育委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等	備考
安達 友基子	大阪弁護士会 弁護士	
井口 房子	東大阪商工会議所 東大阪女性経営研究会 会長	
市橋 正己	東大阪大学 教授	
井手 欽子	東大阪市民会議プランニングチーム 委員	
金谷 好一	東大阪市立公民分館運営委員長協議会 会長	
川口 秀子	東大阪市公衆衛生協力会 副会長	
清水 馨	東大阪市青少年指導員協議会 会長	
清水 隆行	東大阪市民健康づくり推進協議会 委員	
杉森 隆志	東大阪市少年補導員協議会 副会長	議長
鈴木 伸太郎	近畿大学 教授	副議長
千谷 照子	東大阪市自治協議会 安全対策部会 副部会長	
高橋 尚三	東大阪市人権長瀬地域協議会 事務局次長	
武井 和司	東大阪市文化連盟 相談役	
長妻 三佐雄	大阪商業大学 教授	
西井 郁子	東大阪市消費者団体協議会 副会長	
西尾 友一	東大阪青年会議所 シニアクラブ 常任委員	
濱谷 佳奈	大阪樟蔭女子大学 准教授	
林 佐知子	東大阪市地域婦人団体協議会 会長	
福田 実加	東大阪労働団体連絡協議会 委員	
藤岡 治男	東大阪市体育連盟 会長	
前島 宝積	東大阪市スポーツ少年団 本部長	
正木 美寿穂	東大阪市PTA協議会 書記	R2年7月12日まで
榎井 清美	東大阪市PTA協議会 書記	R2年7月13日から
宮田 良一	東大阪ボランティア連絡協議会 会長	
村田 俊明	東大阪市子ども会育成連絡協議会 会長	
森石 利一	東大阪市リージョンセンター 企画運営委員会連絡会 (布施リージョンセンター企画運営委員会 委員長)	
横田 幸子	東大阪市立小学校長会 (東大阪市立英田北小学校 校長)	
吉金 英明	東大阪市スポーツ推進委員協議会 理事長	
吉川 貴代美	東大阪市立中学校長会 (東大阪市立金岡中学校 校長)	
好川 智也	(福) 東大阪市社会福祉協議会 理事	

5 東大阪市生涯学習庁内推進本部設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、東大阪市生涯学習庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

生涯学習推進のための諸施策の企画に関すること。

2 生涯学習事業に係る調査研究及び連絡調整に関すること。

3 生涯学習推進のための啓発に関すること。

4 その他生涯学習推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長が定める副市長をもって充てる。

3 副本部長は、教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の本部員以外の者の出席を求め、説明を聴くことができる。

(幹事会等)

第6条 推進本部に、幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部の所掌事務の具体的事項について協議し、検討を行う。

3 幹事会は、社会教育部次長を座長とし、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 座長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明を聴くことができる。

5 座長は、必要があると認めるときは、課題別幹事会及び別表第3で構成する企画推進幹事会を置くことができる。

6 幹事は、生涯学習関連施策の推進に努めるものとする。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、教育委員会事務局社会教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則 (略)

別表第1 (第3条第4項関係)

危機管理監
市長公室長
企画財政部長
行政管理部長
都市魅力産業スポーツ部長
人権文化部長
税務部長
市民生活部長
福祉部長
生活支援部長
子どもすこやか部長
健康部長
環境部長
土木部長
建築部長
消防局長
消防局総務部長
消防局警防部長
上下水道局水道総務部長
上下水道局水道施設部長
上下水道局下水道部長
教育次長
教育委員会事務局教育政策室長
教育委員会事務局学校教育部長
教育委員会事務局社会教育部長

別表第2 (第6条第3項関係)

危機管理室次長のうち危機管理室長が指定する者
公民連携協働室次長のうち公民連携協働室長が指定する者
市長公室広報広聴室広報課長
企画財政部企画室企画課長
企画財政部資産経営室管理課長
行政管理部法務文書課長
都市魅力産業スポーツ部産業総務課長
都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室次長のうちモノづくり支援室長が指定する者
都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室次長のうち労働雇用政策室長が指定する者
都市魅力産業スポーツ部スポーツのまち推進室スポーツビジネス戦略課長

都市魅力産業スポーツ部スポーツのまち推進室市民スポーツ支援課長
都市魅力産業スポーツ部スポーツのまち推進室花園ラグビー場活性化推進課長
人権文化部文化室文化のまち推進課長
人権文化部文化室文化財課長
人権文化部多文化共生・男女共同参画課長
人権文化部人権室人権啓発課長
税務部税制課長
市民生活部市民生活総務室市民生活総務課長
市民生活部地域活動支援室次長のうち地域活動支援室長が指定する者
市民生活部消費生活センター所長
福祉部地域福祉室地域福祉課長
福祉部高齢介護室高齢介護課長
福祉部障害者支援室障害施策推進課長
生活支援部生活福祉室生活福祉課長
子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課長
子どもすこやか部子育て支援室施設給付課長
子どもすこやか部子ども見守り相談センター子ども相談課長
子どもすこやか部子ども見守り相談センター地域支援課長
健康部保健所地域健康企画課長
健康部保健所健康づくり課長
環境部環境企画課長
環境部循環社会推進課長
都市計画室次長のうち都市計画室長が指定する者
土木部道路管理室道路管理課長
建築部住宅政策室総務管理課長
消防局総務部総務課長
消防局警防部予防広報課長
上下水道局水道総務部総務課長
上下水道局水道施設部施設整備課長
上下水道局下水道部下水道計画総務室次長のうち下水道計画総務室長が指定する者
教育委員会事務局教育政策室次長のうち教育政策室長が指定する者
教育委員会事務局小中一貫教育推進室次長のうち小中一貫教育推進室長が指定する者
教育委員会事務局学校教育部学校教育推進室次長のうち学校教育推進室長が指定する者
教育委員会事務局学校教育部人権教育室次長のうち人権教育室長が指定する者
教育委員会事務局学校教育部教育センター次長のうち教育センター所長が指定する者
教育委員会事務局社会教育部社会教育課長
教育委員会事務局社会教育部青少年教育課長
教育委員会事務局社会教育部社会教育センター次長のうち社会教育センター館長が指定する者

別表第3 企画推進幹事会（第6条第5項関係）

企画財政部企画室企画課長

公民連携協働室次長のうち公民連携協働室長が指定する者

市民生活部地域活動支援室次長のうち地域活動支援室長が指定する者

福祉部地域福祉室地域福祉課長

教育委員会事務局教育政策室次長のうち教育政策室長が指定する者

教育委員会事務局学校教育部学校教育推進室次長のうち学校教育推進室長が指定する者

教育委員会事務局学校教育部教育センター次長のうち教育センター所長が指定する者

教育委員会事務局社会教育部社会教育課長

教育委員会事務局社会教育部社会教育センター次長のうち社会教育センター館長が指定する者

6 諮問文

東大阪教委社第 1613 号
令和元年 9 月 24 日

東大阪市社会教育委員の会議 議長様

東大阪市教育委員会
教育長 土屋 宝土

第四次東大阪市生涯学習推進計画について（諮問）

社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号に基づき、第四次東大阪市生涯学習推進計画を策定するにあたり、次のとおり諮問いたします。

記

（諮問理由）

本市では平成 5 年より三次にわたり「東大阪市生涯学習推進計画」を策定し、めまぐるしく変化する社会にあって、多様化する市民の学習ニーズに対応するため継続的に生涯学習の振興を図ってきましたが、現行計画である「第三次生涯学習推進計画」が令和 2 年度末をもって計画期間満了となります。

本市の総人口は 1985 年をピークに減少に転じ、今後も人口減少が進むことが予想され、一方で老年人口（65 歳以上）は増加傾向が続いており、ますます少子高齢化が進んでいます。「人生 100 年時代」「超スマート社会」「働き方改革」に向けて社会が大きな転換期を迎えようとしている昨今、生涯学習の重要性はより一層高まっています。

高齢化が進展するとともに急速な技術革新によって便利な世の中になる一方、人と人とのつながりの希薄化やそれに伴う高齢者や若者の社会的孤立といった課題が出てくるなど、生活や社会の在り方が大きく変化する中、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心して豊かな人生を送ることができるよう、新たな時代に対応していかなければなりません。

こうした現状を踏まえ、本市の実情に沿った生涯学習社会を構築するための方針を示した第四次東大阪市生涯学習推進計画についてご意見を賜りたく諮問いたします。

7 答申文

令和3年1月27日

東大阪市教育委員会
教育長 土屋 宝土様

東大阪市社会教育委員の会議
議長 杉森 隆志

第四次東大阪市生涯学習推進計画について（答申）

令和元年9月24日付け東大阪教委社第1613号で諮問のあった第四次東大阪市生涯学習推進計画について、慎重に審議を積み重ね、別冊「第四次東大阪市生涯学習推進計画素案」のとおりとりまとめましたので、ここに答申いたします。

本市の生涯学習については、現行の第三次東大阪市生涯学習推進計画の基本理念である、「まなびにトライ！ ひとをはぐくみまちをつくる 大好きなまち東大阪」を実現するため、「まなびづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の3つの視点からまなびの循環型サイクルが進められてきました。

新計画では、この流れを止めることなく、更に一步進めて個人の学びから仲間とつながり、そして仲間との活動がまちづくりへとつながっていくことで、学びのサイクルを広げ、生涯学習全体の活性化を進めていくことが必要です。

また、情報化の進展をはじめとする変化の激しい時代にコロナ禍が重なる今日、生涯学習の推進は非常に困難な時期を迎えています。これからの生涯学習施策が、新しい技術を積極的に活用していくことと同時に、人間同士のふれあいで培われる感性の大切さも忘れることなく、つながり、高め合う学びを追求していくものであることを期待します。

なお、第四次東大阪市生涯学習推進計画の推進に当たっては、本会議での意見を十分踏まえるとともに、下記の事項にご配慮いただき、生涯学習施策を着実に進めていかれることを強く要望します。

記

1. すべての人に開かれた生涯学習を推進すること

私たちにとって、人生100年時代をより豊かに生きていくためには、生涯にわたって自ら学び続けることが重要です。すべての人々があらゆる状況に関わらず、希望に応じていつでもどこでも生涯学習活動に参加できるよう、学習環境の整備や参加のために必要な支援の充実を図りたい。

2. 生涯学習の周知について、様々な工夫をしていくこと

計画策定に際して行った市民意識調査では、「生涯学習」という言葉そのものの認知度が低いという結果が明らかになりました。また、市の情報発信手段についても市民の活用状況に偏りがみられ、生涯学習情報が上手く市民に伝わっていないことが見受けられることから、生涯学習に関する情報発信の更なる強化に努められたい。

3. 庁内横断的な施策の推進体制を図ること

計画に基づいて生涯学習施策を推進していくには、庁内のあらゆる組織が一丸となり、各分野で最大限の取組をしていくことが必要です。計画の進行についてもしっかりと把握され、市全体で着実に施策を進められたい。

第四次東大阪市生涯学習推進計画

令和3年（2021年）3月

東大阪市教育委員会事務局 社会教育部 社会教育課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL (06) 4309-3279 FAX (06) 4309-3835

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

この印刷物は、A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

学び、つながり、高め合い、
みんなで作るまちづくり
～生涯学習の活性化をめざして～

